国立大学法人佐賀大学
全学教育機構

自己点検・評価書
（平成 23・24 年度）

平成 26 年 1 月
国立大学法人佐賀大学
全学教育機構部門長会議

目次

機構長挨拶　・・・1
基準１　大学の目的　・・・2
基準２　教育研究組織　・・・4
基準３　教員及び教育支援者　・・・17
　追加事項　教育支援組織の活動　・・・29
基準４　学生の受入　・・・32
基準５　教育内容及び方法　・・・33
基準６　学習成果　・・・53
基準７　施設・設備及び学生支援　・・・53
基準８　教育の内部質保証システム　・・・54
基準９　財務基盤及び管理運営　・・・59
基準 10 教育情報等の公表　・・・63
別添資料

機構長挨拶

佐賀大学では、平成 20 年に策定した「佐賀大学中長期ビジョン（2008～2015)」に基づき、平成 23 年 4 月、教養教育を含む本学の一般教育及び国際教育を実施する新しい組織として、佐賀大学全学教育機構を創設しました。本学が全学教育機構を創設した背景には、教育に対する考え方の大きな変化があります。本学は平成 18 年に制定した「佐賀大学憲章」において、「学生中心の大学づくり」を進め、高等教育の発展を展望し社会の発展に尽くす「教育先導大学」を目指すことを宣言しました。この宣言に基づき本学は、第 2 期中期目標・中期計画期間において「学生の成長と未来を支える教育」を目標に、教養教育を人間形成の中心的な役割を担う教育の根幹と位置付け、すべての学生が豊かな教育を体系的に身に付けることができる教育の提供を目指すことにしました。全学共育機構の設置は、このような本学の教育理念に根差しています。

本学の教養教育は、本学設置以来、教養部において、また教養部廃止以降には、全学教育センターや教養教育運営機構において実施してきましが、新たに設置した全学教育機構には、以前の教養教育実施組織とは異なる三つの特徴をもたせました。第一の特徴は、教養教育実施組織の新たな目的です。従来の実施組織は、専門教育とは別の、豊かな人間性の涵養を目的としてきました。これに対して全学教育機構は、その目的を、「「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証に資する」と定めました。このことは、教養教育の新たな位置づけをも意味します。全学教育機構が実施する教育は、学士課程教育において培う高度の専門的知識や技能を「運用する力」と「地域・社会において活用する力」の涵養と位置づけています。

第二の特徴は、組織の有する新たな機能です。以前の組織は、専ら教養教育の実施に力を注いできました。全学教育機構は、学士課程教育の質保証という目的に基づき、共通教育機能、国際教育機能、教育支援機能という三つの機能を有しています。共通教育機能には、教養教育に留まらず、学士課程教育のなかで共通する専門教育を含んおり、国際教育機構は、国際的人材育成のための外国人留学生教育及び海外留学のための教育です。また、教育支援機能は、本学が目指す高等教育の企画・開発・普及と情報通信活用教育の企画・開発・普及を担うものです。全学教育機構は、本学の学士課程教育の基盤的な機能を担うことになります。

第三の特徴は、教育組織の新たな位置づけです。全学教育センターや教養教育運営機構では、全学の教員が教養教育を担い、各教員が様々な授業科目を提供してきました。こうした教育は、学生が、数多くの極めてユニークな授業科目のなかから自らの興味に従って授業科目を選択できるという利点をもつ反面、体系的な教養教育の実施という面では不十分なものでした。全学教育機構では、専任の教員を配置するとともに、教員組織（部門）と教育組織（部会）とを分離し、機構長の強力なガヴァナンスの下に、教育組織が自律的かつ組織的に体系的な教育カリキュラムを策定し、必要な授業科目を設定し、適任の授業担当者を選定し、そしてカリキュラム実施の点検と改善を行うことにしています。

目的・機能・組織を一新した全学教育機構は、平成 23 年度及び 24 年度には、平成 25 年度の新たな教育システムによる教育の開始に向けての準備を行いました。機構はまだ教育の実施には至らない段階にありますが、新たな教育システムのカリキュラム及び運営組織が形を成した現段階における業務内容を検証して今後の改善に繋げるために、平成 23・24 年度を対象とした自己点検・評価報告書を作成いたしました。皆様にご批判・ご意見を賜り、さらなる高みを目指して努力を重ねたいと存じています。

平成 26 年 1 月

全学教育機構長　瀬口　昌洋

基準１　大学の目的

(1) 観点ごとの分析

１－１　大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

観点１－１－①　大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学における教養教育は、教養部（昭和 41 年～平成元年）、全学教育センター（平成元年～平成 15 年）、教養教育運営機構（平成 15 年～平成 25 年）を設置して実施してきたが、平成 23 年 4 月に全学教育機構を教養教育の新たな実施組織として設置した。

本学は「佐賀大学学則」第 2 条において、大学の目的を「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門的知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会に発展に寄与すること」と定めている（参照資料 1-1-①-1）。この本学の目的は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という、学校教育法第 83 条の規定に適合している。

全学教育機構は、本学の目的に基づき、「全学教育機構規則」第 2 条において全学教育機構の目的を、「佐賀大学の目的、使命にのっとり、本学の共通教育、国際教育及び高等教育開発、並びに本学の教育における情報通信技術活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証に資する」と定め（資料 1-1-①-1）、機構の目的が、本学が行う学士課程教育の必要とする「豊かな教養と…社会で自立できる個人の育成」にあることを明確にしている。

資料 1-1-①-1　全学教育機構の目的

佐賀大学全学教育機構規則

・・・

（目的）

第２条　機構は，佐賀大学（以下「本学」という。）の目的，使命にのっとり，本学の共通教育（学部が編成する教育課程における教養教育及び分野横断的教育プログラム等の学部に共通する教育をいう。以下同じ。），国際教育（留学生教育（派遣及び受入れ）の充実及び強化をいう。以下同じ。）及び高等教育開発（本学の教育に関する研究開発，企画及び支援をいう。以下同じ。）並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより，「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的する。

出典：佐賀大学規則集（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html）

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 1-1-①-1：国立大学法人佐賀大学規則
〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、本学の基本的な教育の理念に基づいて設置され、「全学教育機構規則」においてその目的を、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資すること、と明確に定めている。また全学教育機構では、学士課程教育の質保証という目的を果たすべく、語学等の共通基礎科目、市民性の涵養を目的とした基本教養科目とともに、学士課程教育で身につける専門的知識・技能を社会において活かすためのインターフェース科目を設け、問題発見・解決能力、共生力・社会参画力・倫理観・社会的責任感などを学生に修得させることにしている。

以上のことから、全学教育機構の目的は、学校教育法（第 83 条）に規定する「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を享受研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」という目的に適合していると判断しうる。

観点１－１－②　大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

全学教育機構は、大学院課程を有していないため、該当しない。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　全学教育機構は、本学の目的に沿って、その目的を学士課程教育の質保証に資すると定め、この目的を実現すべく、従来の教養教育科目に加え、社会との接続を企図したインターフェース科目を開設している。これらの科目の内容は、広い知識を授け、知的、道徳的および応用的能力を展開させるものとなっている。

【改善を要する点】

なし。

（３）基準１の自己評価の概要

全学教育機構は、全学教育機構の目的を全学教育機構規則に定めている。全学教育機構の目的は、大学教育法第 83 条が規定する目的に適合している。全学教育機構の目的は、大学一般に求められる目的に適合するとともに、その目的を社会に公表している。

基準２　教育研究組織
（１）観点ごとの分析

２－１ 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

観点２－１－①　学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は基本的組織ではないため、該当しない。

観点２－１－②　教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の共通教育の実施組織として、平成 23 年度に「国立大学法人佐賀大学基本規則」に基づき全学教育機構を設置した（資料 2-1-②-1)。機構は、「佐賀大学全学教育機構規則」に基づき、学部が編成する学士課程教育における教養教育及び分野横断的教育プログラム等の学部に共通する教育の実施組織と位置づけられている（参照資料 2-1-②-1)。

機構の組織は、「佐賀大学全学機構規則」に基づき、教員組織、教育組織及び支援組織をもって構成し、教員組織として部門を、教育組織として部会を、支援組織として高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室を置いている。機構の共通教育は、「全学教育機構組織運営規程」（参照資料 2-1-②-2）に基づき、教育分野ごとに組織する 15 の部会において実施する予定である（資料 2-1-②-2)。

平成 23 年度には、機構の運営組織を整備し教育プログラムを開発するために、機構長及び機構長を補佐する 1 人の副機構長を配置するとともに、6 つの部門に、各学部や学内共同教育研究施設等に所属する併任の教員 15 人を配置し、平成 24 年度には、機構の専任の教員 22 名、併任の教員 22 名を配置した（資料 2-1-①-3)。機構を設置した目的の一つには、入口（入試）から出口（就職）までを見通し、これらを一体化した全学教育システムを構築し実施することがあり、そのためには各学部や各センターとの連携・支援を強化する必要がある。こうした組織を迅速かつ効果的に運営するため、全学教育機構長に教育・学生担当の副学長を据え、強力な教学ガヴァナンスを実現している。

機構に配置した専任及び併任の教員はすべて各部門に所属し、各部門、各部会及び支援組織の業務を行っている。平成 24 年度における部門別の教員配置は、人文科学・芸術部門が 6 名（13.6%)、社会科学部門が 7 名（15.9%)、生命科学部門が 4 名（9.1%)、自然科学部門が 13 名（29.5%)、語学部門が 12 名（27.3%)、健康・スポーツ科学部門が 2 名（4.5%）である。生命科学部門には機構の専任の教員を配置しておらず、この部門への専任の教員の配置が喫緊の課題となっている。

部門の業務は主にＦＤ等の教員の教育力向上であり、部会の業務は主に教育カリキュラムの立案・実施・点検及び改善である。また、高等教育開発室は本学が実施する教育に関する調査及び企画や本学の職員の能力開発を、情報通信技術活用教育支援室は情報通信を活用した教育に係る調査及び企画、情報通信技術を活用した教育施設の整備及び授業の支援を業務としている。機構の業務全般は機構長が責任を負うが、さらに機構では、佐賀大学全学教育機構規則に基づき、各

部門に部門の業務に責任を負うを部門長を、各部会に部会の業務に責任を負う部会長を、また各室には室長を置いて、機構の業務に関する責任体制を敷いている（資料 2-1-②-4)。

全学教育機構の教養教育を中心とする共通教育の実施は、機構に設置した 15 の部会が担う予定である。部会は機構の専任の教員、併任の教員、特任教員及び協力教員をもって構成し、教育内容の策定に関する事項、教育課程の編成に関する事項、授業評価に関する事項等を検討している。専任の教員及び併任の教員は、教育プログラムを実施するほか、教育内容の策定、教育課程の編成等の教育プログラムのコーディネート機能を担うが、業務の中核は機構の専任の教員が担うことにしている。協力教員は教育プログラムの実施を担う教員であり、機構が、各授業科目の実施・検証に最も適した教員を本学の教授、准教授、講師、助教のなかから選び、業務を委嘱している。

機構には管理運営のために、「佐賀大学全学教育機構組織運営規程」（参照資料 2-1-②-2）に基づき、組織の運営に関する事項を協議する機関として部門長会議を、教学に関する事項を協議する機関として部会長会議を、各支援室の業務に関する事項を協議する機関として高等教育開発室会議及び情報通信技術活用支援室会議を設けるとともに、人事、教育、研究といった機構の業務全般に関し機構所属の教員から意見を聴取し連絡調整を行う協議機関として教員会議を設置し、機構の業務を遂行する各組織間の連携を図っている。上記の各機関はすべて機構長が主宰若しくは招集する協議機関であり、機構の業務遂行に必要な事項は、上記の各機関における協議を経て機構長が意思決定している。また、機構の管理運営に関するこれらの協議事項のうちの重要な事項については、部門長、部会長、各室長及び各学部から選出された委員等を構成員とする全学教育機構運営委員会において審議している（資料 2-1-②-5)。

資料 2-1-②-1　全学教育機構の設置

国立大学法人佐賀大学基本規則

（全学教育機構）
第１８条の２　本学に全学教育機構を置く。
２　全学教育機構に関し，必要な事項は，別に定める。

出所：佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html〉

資料 2-1-②-2　全学教育機構組織図

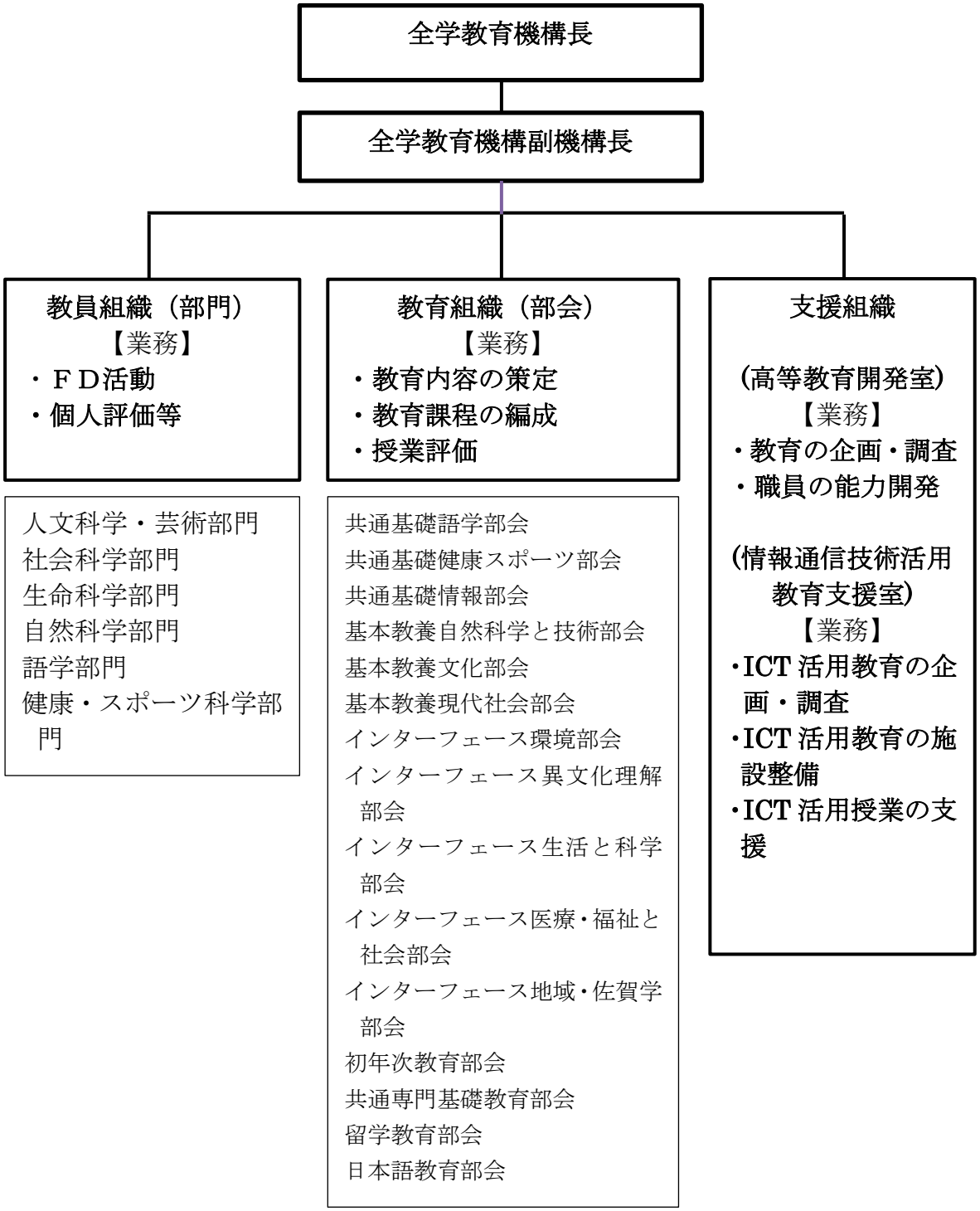

出典　学務部教務課資料

資料 2-1-②-3　全学教育機構の教員配置（部門の人員構成）

（単位：人）

部門	専任の教員		併任の教員		合計	
	H23	H24	H23	H24	H23	H24
人文科学・芸術部門	0	4	2	2	2	6
社会科学部門	0	4	3	3	3	7
生命科学部門	0	2	2	2	2	4
自然科学部門	0	1	5	12	5	13
語学部門	0	10	2	2	2	12
健康・スポーツ科学部門	0	1	1	1	1	2
合計	0	22	15	22	15	44

出典　学務部教務課資料

資料 2-1-②-4　全学教育機構責任体制図

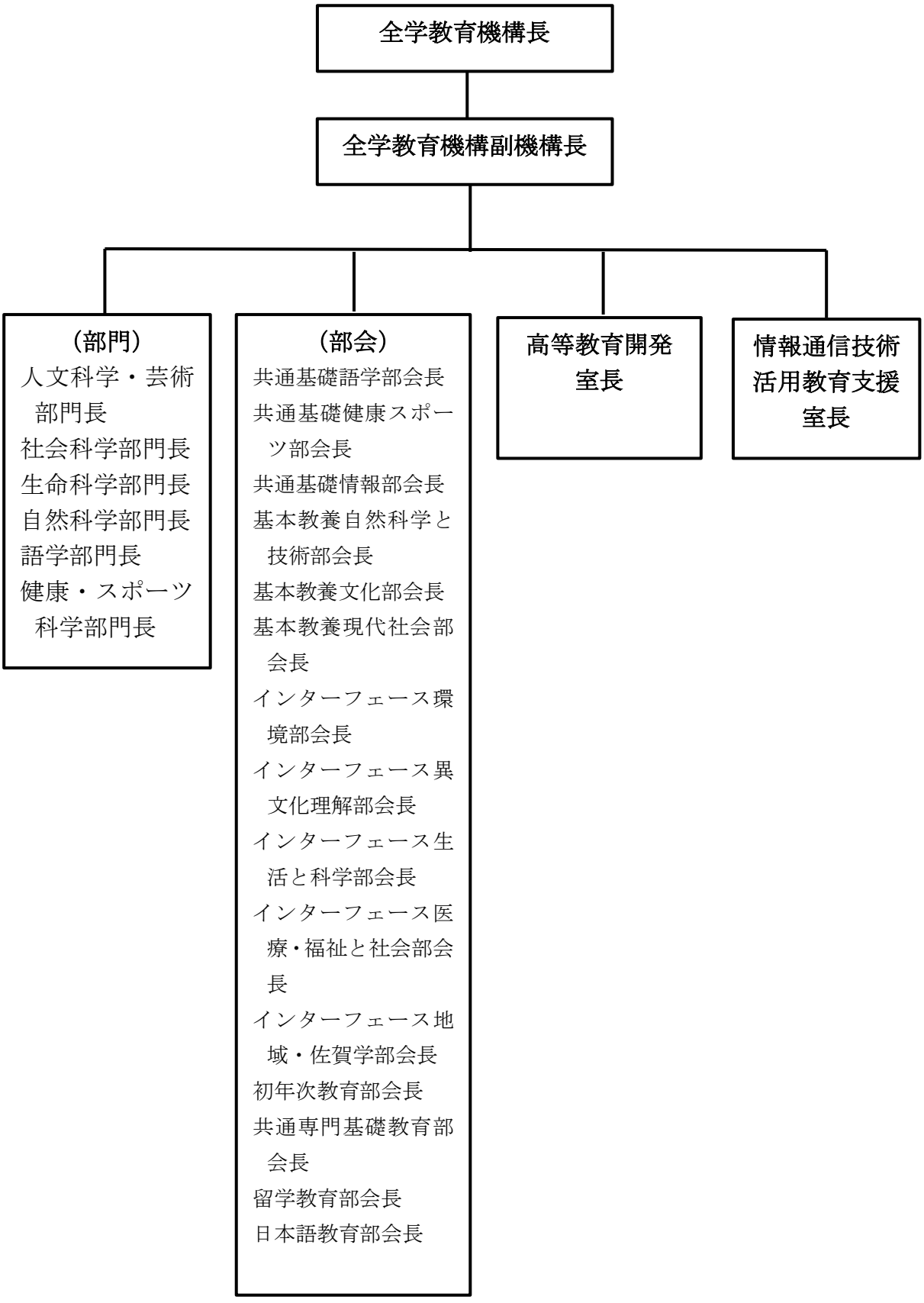

出典　学務部教務課資料

資料 2-1-②-5　全学教育機構意思決定プロセス図

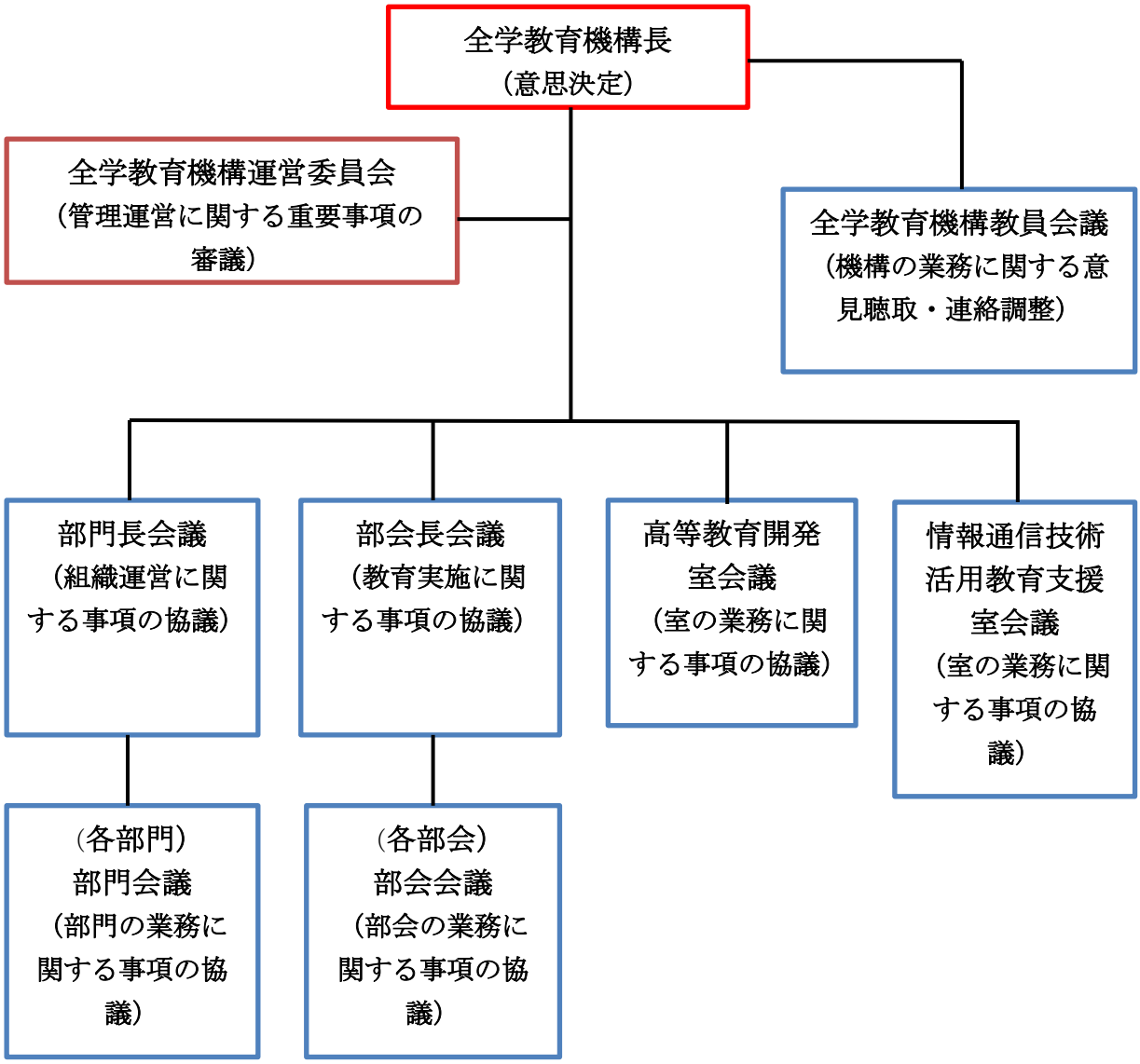

出典　学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 2-1-②-1：佐賀大学全学教育機構規則
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html）
参照資料 2-1-②-2：佐賀大学全学教育機構組織運営規程
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html）

【分析結果とその根拠理由】

全学的な教養教育の実施組織として全学教育機構を置き、全学教育機構規則において機構の役割を明確に定めている。全学教育機構には機構長として本学の副学長を置き、全学教育機構の役割・目的を果たすために教員組織、教育組織及び教育支援組織を設置している。平成 24 年度には、教員組織に専任の教員と併任の教員計 44 名を専門分野別に組織した 6 つの部門に配置し、配置された各教員は教育組織である 15 の部会や 2 つの教育支援組織において業務を遂行してい

る。全学教育機構の業務には機構長が責任を負うほか、各組織には、部門の業務に責任を負う部門長、部会の業務に責任を負う部会長等を置いて、機構の業務遂行の責任体制を敷いている。また、全学教育機構の業務遂行に必要な事項を協議するための機関として、教員会議、部門長会議、部会長会議、及びそれぞれの室会議を設け、さらに全学教育機構の管理運営に関する重要な事項を審議するために、機構長、副機構長、部門長、部会長、各室長及び学部から選出された者等を委員とする全学教育機構運営員会を設置している。

以上のことから、全学教育機構においては、教養教育の体制が適切に整備されていると判断しうる。

観点２－１－③　研究科及びその専攻の構成（研究科、選考以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切ものとなっているか。

全学教育機構は、研究科等を設置しておらず、該当しない。

観点２－１－④　専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切ものとなっているか。

全学教育機構は、専攻科等を設置しておらず、該当しない。

観点２－１－⑤　付属施設､センター等が､教育研究を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は、付属施設等を設置しておらず、該当しない。

２－２ 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点２－２－①：　教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は､「全学教育機構規則」基づき、機構の管理運営に関する重要な事項を審議する機関として運営委員会を設置し、教員の選考に関する事項、共通教育の編成及び実施に関する事項、国際教育の編成実施に関する事項、高等教育開発に関する事項、情報通信技術を活用した教育支援に関する事項､及びその他機構の管理運営に関する事項について審議を行っている｡(資料2-2-①-1)。

運営委員会は、平成23年度においては、機構長（1人)、副機構長（1人)、各部門長（6人)、及び本学の職員のうちから学長が指名した者（11人）の19名をもって構成したが、平成24年度においては、機構長（1人)、副機構長（2人)、各部門長（6人）に加え、各部会長（15人)、高等教育開発室長（1人)、情報通信技術活用教育支援室長（1人)、各学部等から選出された者各1名（5人)、及び本学の職員のうちから学長が指名した者（6人）の37人の委員をもって構

成している（資料 2-2-①-2)。運営委員会には、学部及び専門分野のバランス及び機構が連携すべき部局等を考慮し、医学部、工学系研究科及び農学部の教員、アドミッションセンターの専任の教員、教養教育運営機構長、及び学務部長が、学長が指名する委員として加わっている。

全学教育機構においては、機構の業務及び管理運営に関する事項を、教員会議、部門長会議、部会長会議、高等教育開発室会議、情報通信技術活用教育支援室会議において協議し、全学教育機構規則及び機構長の判断に基づき、協議事項のうち機構の管理運営に関し重要な事項について運営委員会において審議を行っている。運営委員会は構成員の 3 人の 1 以上の出席をもって開催し、議事は、出席した構成員の過半数（人事等重要な事項については出席者の 3 分の 1）の賛成をもって決している。平成 23 年度には 11 回の運営委員会を開催し主に機構の運営組織等について審議を行ったが、平成 24 年度には 14 回の運営委員会を開催し、主に機構が開設する教育カリキュラムの開発及び機構の運営に必要とされる諸規程について審議を行った(別添資料 2-2-①-1)。

全学教育機構ではまた、平成 24 年度には、機構が実施する教育に関する事項を協議するために、「全学教育機構組織運営規程」に基づき、教務委員会に相当する組織として、全学教育機構部会長会議を設置し、協議を行っている（資料 2-2-①-3)。部会長会議は、機構の 15 の部会の部会長及び副機構長をもって構成している（資料 2-2-①-4)。部会長会議は、教育プログラムの内容及び方法に関する事項､授業の改善及び教育の質保証に関する事項､学生の学習支援に関する事項、協力教員の委嘱に関する事項、及び非常勤講師の任用に関する事項を協議するほか、機構が実施する教育課程の科目等履修生及び聴講学生による履修や特別の課程への入学、及び機構が実施する教育課程以外の学外において実施される教育課程の単位認定のための審査等について協議を行う計画である。部会長会議の協議内容は、機構長提案事項として運営委員会において審議を行っている。平成 24 年度においては部会長会議を 13 回開催し、機構が平成 25 年度から開設する教育カリキュラムや必要な授業担当者の選定及び教育カリキュラムの運営に必要な諸規程について協議を行った（別添資料 2-2-①-2)。

資料 2-2-①-1　運営委員会の設置

全学教育機構規則

（運営委員会）
第１２条　機構に，その管理運営に関する重要な事項を審議するため，佐賀大学全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
（審議事項）
第１３条　運営委員会は，次に掲げる事項を審議する。
(1) 教員の選考に関する事項
(2) 共通教育の編成及び実施に関する事項
(3) 国際教育の編成及び実施に関する事項
(4) 高等教育開発に関する事項
(5) 情報通信技術を活用した教育の支援に関する事項
(6) その他機構の管理運営に関する事項
（組織）
第１４条　運営委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 部門長

(4) 部会長
(5) 高等教育開発室長
(6) 情報通信技術活用教育支援室長
(7) 各学部（理工学部を除く。）から選出された者　各１人
(8) 工学系研究科から選出された者　１人
(9) その他本学の職員のうちから学長が指名した者
２　前項第７号から第９号までの委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。
３　第１項第７号から第９号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は,前任者の残任期間とする。
（委員長）
第１５条　運営委員会に委員長を置き，機構長をもって充てる。
２　委員長は，運営委員会を招集し，その議事を主宰する。
３　委員長に事故があるときは,副機構長のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

出典　佐賀大学規程集（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html）

資料 2-2-①-2　運営委員会の構成
（平成 23 年度）

運営委員会委員	所属学部等	職　　名	備　　考
全学教育機構 機構長		理事（教育・学生担当）	学長指名
全学教育機構 副機構長	文化教育学部	教 授	機構長指名
全学教育機構部門長(人文・芸術系)	文化教育学部	教 授	〃
全学教育機構部門長(社会科学系)	経 済 学 部	教 授	〃
全学教育機構部門長(生命科学系)	農 学 部	教 授	〃
全学教育機構部門長(自然科学系)	工学系研究科	教 授	〃
全学教育機構部門長(語学系)	文化教育学部	教 授	〃
全学教育機構部門長(健康・スポーツ系)	文化教育学部	教 授	〃
その他の委員	学 長 補 佐	准教授	学長指名
その他の委員	学 長 補 佐	准教授	〃
その他の委員	医 学 部	教 授	〃
その他の委員	医 学 部	教 授	〃
その他の委員	工学系研究科	教 授	〃
その他の委員	農 学 部	教 授	〃
その他の委員	アドミッションセンター	准教授	〃
その他の委員	教養教育運営機構	機構長	〃
その他の委員	留学生センター	センター長	〃
その他の委員	高等教育開発センター	センター長	〃
その他の委員	学 務 部	学務部長	〃

出典　学務部教務課資料

（平成 24 年度）

運営委員会委員	所属学部等	職　　名	備　　考
全学教育機構長		理事（教育・学生担当）	学長指名
全学教育機構副機構長	全学教育機構	教 授	機構長指名
全学教育機構副機構長	工学系研究科	教 授	機構長指名
全学教育機構部門長(人文・芸術系)	文化教育学部	教 授	部門長
全学教育機構部門長(社会科学系)	経 済 学 部	教 授	部門長
全学教育機構部門長(生命科学系)	農 学 部	教 授	部門長
全学教育機構部門長(自然科学系)	工学系研究科	教 授	部門長
全学教育機構部門長(語学系)	文化教育学部	教 授	部門長
全学教育機構部門長(健康・スポーツ系)	文化教育学部	教 授	部門長
共通基礎語学部会長	文化教育学部	准教授	部会長
共通基礎健康スポーツ部会長	全学教育機構	教授	部会長
共通基礎情報部会長	総合情報基盤センター	教授	部会長
基本教養自然科学と技術部会長	工学系研究科	教授	部会長
基本教養文化部会長	文化教育学部	教授	部会長
基本教養現代社会部会長	経済学部	准教授	部会長
インターフェース環境部会長	農学部	教授	部会長
インターフェース異文化部会長	全学教育機構	准教授	部会長
インターフェース生活と科学部会長	農学部	教授	部会長
インターフェース医療・福祉と社会部会長	医学部	教授	部会長
インターフェース地域・佐賀学部会長	経済学部	教授	部会長
初年次教育部会長	工学系研究科	教授	部会長
教津専門基礎教育部会長	工学系研究科	教授	部会長
留学教育部会長	文化教育学部	教授	部会長
日本語教育部会長	全学教育機構	准教授	部会長
高等教育開発室長	工学系研究科	教授	機構長指名
情報通信技術活用教育支援室長	総合情報基盤センター	教授	機構長指名
各学部選出委員	文化教育学部	講師	各学部等
各学部選出委員	経済学部	教授	各学部等
各学部選出委員	医学部	教授	各学部等
各学部選出委員	工学系研究科	教授	各学部等
各学部選出委員	農学部	教授	各学部等
その他の委員	医 学 部	教 授	学長指名
その他の委員	医 学 部	教 授	学長指名
その他の委員	工学系研究科	教 授	学長指名
その他の委員	農 学 部	教 授	学長指名
その他の委員	アドミッションセンター	准教授	学長指名
その他の委員	教養教育運営機構	機構長	学長指名
その他の委員	学務部長		学長指名

資料 2-2-①-3　部会長会議設置

全学教育機構組織運営規程

（部会長会議）

第１０条　機構に，部会長会議を置く。

２　部会長会議は，部会長をもって組織する。ただし，必要に応じて，構成員以外の者を加えることができる。

３　部会長会議は，機構長が招集し，議長となる。ただし，副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。

４　部会長会議は，機構が実施する教育に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに，次に掲げる事項を協議する。

(1) 教育プログラムの内容及び方法に関する事項

(2) 授業の改善及び教育の質保証に関する事項

(3) 学生の学習支援に関する事項

(4) 協力教員の委嘱に関する事項

(5) 非常勤講師の任用に関する事項

出典　佐賀大学規程集（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html）

資料 2-2-①-4　部会長会議の組織構成

区別	機構における役職等	備考
議長	全学教育機構長	副機構長の代行も可
構成員	全学教育機構副機構長	
構成員	共通基礎語学部会長	
構成員	共通基礎健康スポーツ部会長	
構成員	共通基礎情報部会長	
構成員	基本教養自然科学と技術部会長	
構成員	基本教養文化部会長	
構成員	基本教養現代社会部会長	
構成員	インターフェース環境部会長	
構成員	インターフェース異文化理解部会長	
構成員	インターフェース生活と科学部会長	
構成員	インターフェース医療・福祉と社会部会長	
構成員	インターフェース地域・佐賀学部会長	
構成員	初年次教育部会長	
構成員	共通専門基礎教育部会長	
構成員	留学教育部会長	
構成員	日本語教育部会長	
陪席	学務部教務課長	
陪席	学務部教務課副課長	
陪席	学務部教務課係長（教養教育教務主担当）	

出典　学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

別添資料 2-2-②-1：運営委員会の主な審議事項（平成 23・24 年度）
別添資料 2-2-②-2：部会長会議の主な協議事項（平成 24 年度）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では教育活動を展開する上で必要な組織として、佐賀大学全学教育機構規則に基づき、機構長、副機構長を始め、部門長、部会長、各室長、学部から選出された委員を構成員とする構運営委員会を組織しており、教育プログラムの開発・実施、教養教育科目に係る単位認定審査等の教育に関する重要な事項を審議する体制を整備している。平成 24 年度においては教育に関する重要な事項を適切に審議しており、運営委員会は十分に機能している。

また教育課程や教育方法をについて検討する組織として､全学教育機構組織運営規程に基づき、機構長､15 の部会の部会長及び副機構長を構成員とする全学教育機構部会長会議が組織されており、教育プログラムの内容及び方法等について協議を行っている。

以上のことから、全学教育機構においては、運営委員会が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また教育課程や教育方法等を検討する部会長会議が、適切に構成されており、必要な活動を行っていると判断しうる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○ 全学教育機構長に本学の副学長を充て、全学の教育に共通する事項を適切かつ迅速に実施する体制を整えている。
○ 全学教育機構に専任の教員及び併任の教員を配置して組織運営を行っており、教養養育等の実施についての責任部局としての機能を果たしている。
○ 全学教育機構に、教育カリキュラムを組織的に実施・検討する部会を置いて、カリキュラム編成、授業担当者の選定、共通シラバスの作成、授業評価等、カリキュラムの企画・実施。検証・改善を行う組織的な体制を整えている。
○ 学部等から選出された教員を構成員に含めた運営委員会を設置し、教養教育等に関する重要事項の審議・決定を行っており、学部との協働により学士課程教育における教養教育を実施する体制を整えている。

【改善を要する点】

特になし

（３）基準２の自己評価の概要

教養教育を中心とする共通教育を実施する組織として全学教育機構を設置し、機構の役割を明確に規定した上で、役割を果たすための組織として機構の専任の教員及び併任の教員をもって、教員組織、教育組織、及び教育支援組織を設けている。機構の業務全般については機構長が責任を負うほか､各組織には､組織の業務に責任を負う部門長､部会長等をおいた体制を敷いている。また全学教育機構の業務遂行に必要な事項を審議･協議する機関として､運営委員会､教員会議､部門長会議、部会長会議、室会議等を設置している。教育プログラムの実施は部会が担い、各部

会には教育プログラムをコーディネートする専任の教員、併任の教員を配置するとともに、教育プログラムを実施する協力教員を委嘱している。　また、教育活動を行う上で必要な組織として運営委員会を設置し、履修許可、教育プログラムの開発・実施、教養教育科目に係る単位認定審査等の教育に関する重要な事項を審議している。さらに教育課程や教育方法について検討する組織として部会長会議を設置し、教育内容及び方法、教育方法の改善等について協議している。

基準３　教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

３－１　教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

３－１－①　教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は佐賀大学の共通教育実施の責任部局であるが、責任部局となった目的は、自律した組織として共通教育及び国際教育カリキュラムの設計、運営、評価、改善や、全学的な教育支援を行うことであり、全学教育機構では、こうした機構の業務を遂行する主たる責任者として、また英語ネイティブ教員など教育上特に必要な教員として専任の教員を配置している。機構ではまた、専任の教員の不足を補うために、専任の教員とともに業務遂行に責任を持つ教員として、併任の教員を配置している。

全学教育機構の教員組織は、機構長が機構の業務全般に責任を負い、副機構長は機構長の業務を補佐するとともに、各部門長はそれぞれの部門の業務に責任を負う責任体制をとっている（資料 3-1-①-1)。しかし、平成 23 年度における全学教育機構の主たる業務は新しい教養教育システムの構築であるため、部門長の業務を、本来の業務とは異なる、新しい教養教育システムの構築及び、教育システムの運営に必要な専任の教員及び併任の教員の配置計画の策定においた。

平成 23 年度において全学教育機構には、「全学教育機構規則」に基づき、機構長 1 名、副機構長 1 名（併任の教員）を配置するほか、教員の専門分野ごとに区分した部門（教員組織）に 15 名の併任の教員を配置した。この 15 名の併任の教員の内、6 名は各部門の部門長であり、副機構長 1 名は、社会科学部門に所属している。平成 23 年度においては全学教育機構に所属する教員のすべてが併任の教員であり、教員組織の構成は、人文科学・芸術部門が 2 名、社会科学部門が 3 名、生命科学部門が 2 名、自然科学部門が 5 名、語学部門が 2 名、それに健康・スポーツ科学部門が 1 名である（資料 3-1-①-1)。

平成 24 年度は、全学教育機構機構規則に基づき、機構長 1 名、副機構長 2 名（専任の教員 1 名、併任の教員 1 名）を配置するほか、教員の専門分野ごとに区分した部門（教員組織）に専任の教員 22 名と併任の教員 22 名を配置している。部門ごとの配置教員数は、人文科学・芸術部門 6名(13.6%)、社会科学部門 7名(15.9%)、生命科学部門 4名(9.1%)、自然科学部門 13名(29.5%)、語学部門 12 名（27.3%)、健康・スポーツ科学部門 2 名（4.5%）である。全学教育機構の専任の教員の部門配置は、語学部門に比較的厚く、生命科学、自然科学及び健康・スポーツ科学部門には比較的薄いため、必要な教員を併任の教員によって補っている。なお、副機構長 2 名は、社会科学部門及び自然科学部門に所属している（資料 3-1-①-2)。

資料 3-1-①-1

佐賀大学全学教育機構規則

（部門長）

第８条　第４条第２項に規定する部門に，部門長を置く。

２　部門長は，部門の業務を掌理する。

３　部門長は，機構の専任又は併任の教授又は准教授のうちから，第１２条に規定する運営委員会の議を経て，機構長が定める。

4　部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。 5　部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html〉

資料 3-1-①-2　全学教育機構の教員組織体制（平成 23 年度）

部門	教員組織状況及び責任体制			配置数	
	部門長	部門員	併任の教員の所属	専任	併任
人文科学・芸術部門	教授（併任）		文化教育学部		2
		准教授（併任）	アドミッションセンター		
社会科学部門	教授（併任）		経済学部		3
		教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（併任）	経済学部		
生命科学部門	教授（併任）		農学部		2
		教授（併任）	医学部		
自然科学部門	教授（併任）		工学系研究科		5
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	農学部		
		教授（併任）	総合情報基盤センター		
語学部門	教授（併任）		文化教育学部		2
		准教授（併任）	文化教育学部		
健康・スポーツ科学部門	教授（併任）		文化教育学部		1
合計				0	15

出典　学務部教務課資料

資料 3-1-①-3　全学教育機構の教員組織体制（平成 24 年度）

部門	平成 24 年度				
	部門員			合計	
	専任の教員	併任の教員		専任	併任
人文科学・芸術部門	教授	○教授	文化教育学部	4	2
	准教授	准教授	アドミッションセンター		
	准教授				
	准教授				
社会科学部門	教授	○教授	経済学部	4	3
	准教授	教授	経済学部		
	准教授	准教授	経済学部		
	助教				
生命科学部門	准教授	○教授	農学部	2	2
	助教	教授	医学部		
自然科学部門	准教授	○教授	工学系研究科	1	12
		教授	総合情報情基センター		

		教授	工学系研究科		
		教授	工学系研究科		
		教授	工学系研究科		
		准教授	文化教育学部		
		准教授	医学部		
		准教授	工学系研究科		
		准教授	工学系研究科		
		准教授	農学部		
		准教授	総合情報基盤センター		
		講師	工学系研究科		
語学部門	教授	○教授	文化教育学部	10	2
	准教授	准教授	文化教育学部		
	准教授				
	准教授				
	准教授				
	准教授				
	講師				
	講師				
	講師				
	講師				
健康・スポーツ科学部門	教授	○教授	文化教育学部	1	1
合計	22	22		22	22

注：○は部門長、併任の教員の右欄は本務の所属学部等を示す。
出典　学務部教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構には、教員組織として部門が設置され、機構の専任教員及び併任の教員が所属している。全学教育機構の専任の教員についてはそれぞれの部会に所属する数に偏りがあるため、併任の教員がこれを補い、機構の運営に支障のない組織構造を作っている。また各部会には、部会の業務に責任を負う部会長を置き、部会の業務に対する責任の所在が明らかにされている。さらに全学教育機構には、機構長が主宰し各部会長を構成員とする協議組織として部会長会議が置かれており、教育活動のための組織的な運営体制が整えられている。

以上のことから全学教育機構では，教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織の編制がなされ、組織的な連携と責任の所在が明確な教員組織が編制されていると判断できる。

３－１－②　学士課程教育において､教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は平成 24 年度、「全学教育機構組織運営規程」に基づき、教養教育の目的を遂行するために教育組織として教育分野別に組織した 15 の部会を置き、それぞれの部会に全学教育

機構の専任の教員，併任の教員とともに、授業を担当する協力教員を配置している（資料 3-1-②-1)。部会は、全学教育機構の授業を実施するだけでなく、教育内容の策定、教育課程の編成、授業評価に関する事項等を実施するが、教育課程の編成に際しては、編成した授業科目に適任の教員を選定している。授業は、専任の教員及び併任の教員と共に、選定された教員が協力教員として実施することを予定している。協力教員は、部会長会議における協議及び運営委員会における審議を経て機構長が委嘱を行う計画である。

こうした教育組織運営の中心的役割を担うのは、全学教育機構の専任の教員及び併任の教員である。専任の教員と併任の教員とは各部会が運営する教育カリキュラム企画・管理を担うが、なかでも専任の教員はこうした業務の中心を担っている。平成 24 年度には各部会に専任の教員 24 名、併任の教員を 15 名、協力教員を 22 名の合計 61 名を配置した（資料 3-2-①-2)。

平成 24 年度においては全学教育機構教育カリキュラムによる授業の開講はなく、全学教育機構の主な業務は、平成 25 年度の開講に向けての教養教育システムの開発であったため、協力教員は授業の担当者としてではなく、カリキュラム開発のために委嘱を行い、各部会に配置した。

また全学教育機構は，「全学教育機構規程」（資料 3-2-①-3）に基づき，機構長の下に部会の業務に責任を負う部会長を置き、各部会の教育カリキュラム編成・実施に係る責任体制を整えている。

資料 3-2-①-1　部会の設置

全学教育機構組織運営規程

（部会）
第３条　規則第４条第３項に規定する部会は，次のとおりとする。
共通基礎語学部会
共通基礎健康スポーツ部会
共通基礎情報部会
基本教養自然科学と技術部会
基本教養文化部会
基本教養現代社会部会
インターフェース環境部会
インターフェース異文化理解部会
インターフェース生活と科学部会
インターフェース医療・福祉と社会部会
インターフェース地域・佐賀学部会
初年次教育部会
共通専門基礎教育部会
留学教育部会
日本語教育部会
２　前項の部会は，機構の専任の教員，併任の教員，特任教員及び協力教員をもって構成し，各部会への教員の所属については，担当する授業科目等に応じて，運営委員会の議を経て，機構長が定める。
３　部会は，次に掲げる業務を行なう。
(1) 教育内容の策定に関する事項
(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 授業評価に関する事項
(4) その他各部会の運営に関する事項

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html〉

資料 3-2-①-2　平成 24 年度　全学教育機構部会構成（平成 24 年 4 月 1 日現在）

部会	平成 24 年度					
	専任の教員	併任の教員		協力教員		合計
共通基礎語学部会		○准教授	文教	教授	文教	2
共通基礎健康スポーツ部会	○教授			講師	文教	3
				講師	文教	
共通基礎情報部会		○教授	情基	教授	医	6
				教授	工学	
				教授	文教	
				准教授	経	
				准教授	農	
基本教養自然科学と技術部会		○教授	工学	教授	工学	3
		准教授	農			
基本教養文化部会	准教授	○教授	文教	准教授	文教	3
基本教養現代社会部会	教授	○准教授	経			3
	助教					
インターフェース環境部会		○教授	工学	教授	文教	3
		講師	工学			
インターフェース異文化理解部会	教授			教授	文教	5
	○准教授			准教授	文教	
	准教授					
インターフェース生活と科学部会	准教授	○教授	農	教授	文教	5
	准教授	准教授	工学			
インターフェース医療・福祉と社会部会	准教授	○教授	医	教授	文教	5
	助教			教授	医	
インターフェース地域・佐賀学部会	准教授	○教授	経	准教授	地歴	3
初年次教育部会	教授	○教授	工学	教授	経	6
				教授	工学	
				教授	農	
				准教授	医	
共通専門基礎教育部会		○教授	工学	教授	工学	2
留学教育部会	准教授	○教授	文教			6
	准教授					
	准教授					
	講師					
	講師					

日本語教育部会	○准教授					6
	教授					
	准教授					
	准教授					
	講師					
	講師					
合計	24	15		22		61

注　①　○は部会長、併任の教員の右欄は本務の所属学部等であり、工学は工学系研究科、情基は総合情報基盤センター、地歴は地域学歴史文化センターを示す。

②　教員は複数の部会に配置する場合があり、表中の人数は延べ数である。

出典　学務部教務課資料

資料 3-1-②-3　部会長の職務

佐賀大学全学教育委機構規則

（部会長）

第９条　第４条第３項に規定する部会に，部会長を置く。

２　部会長は，部会の業務を掌理する。

３　部会長は，機構の専任又は併任の教授又は准教授のうちから，第１２条に規定する運営委員会の議を経て，機構長が定める。

４　部会長の任期は２年とし，再任を妨げない。

５　部会長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、教育組織として部会を置き、機構の専任の教員、併任の教員を配置し、また協力教員を委嘱して教育課程の編成、授業科目の開設及び授業担当教員の選定を組織的に行っており、機構の目的遂行のために必要な教員を質・量ともに確保する仕組みを整えている。

以上のことから全学教育機構では，教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断することができる。

観点３－１－③　大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

全学教育機構では大学院課程を置いていないため、該当しない。

３－１－④　大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活発にするための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、教員の採用に当たって，本学の「教員人事の方針」に基づき，女性教員の積極的な雇用を図っている。平成 25 年 3 月 31 日現在の全学教育機構の専任の教員（22 名）のうち、女性教員は 4 人であり（女性教員比率は 18%)、性別バランスへの配慮を行っている。ま

た、全学教育機構では多くの教員採用において、和文とともに英文による公募要領も公表しており、より広範な人材確保に努めている。また、全学教育機構は外国人教員を 5 名（構成比は 23%）を配置している。全学教育機構の専任の教員の年齢構成は、60 代が 18%、50 代が 41%、40 代が 27%、30 代が 14%である。年齢バランスは必ずしも良くはないが、教育熱心なベテラン教員を多く配置している。（資料 3-1-④-1）

さらに機構では、「国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程」（参照資料 3-1-④-7）に基づき個々の教員の人事評価を行い、実績を上げた大学教員に対して昇給や賞与における優遇措置を講じることで、大学教員個々の志気の高揚を図り教員組織の活動を活発化させている。

資料 3-2-④-1　全学教育機構専任の教員の属性

専任の教員	年齢		性別	外国人教員
1	60～	4 名	男性	
2	60～	18%	男性	○
3	60～		男性	
4	60～		男性	
5	50～59	9 名	男性	
6	50～59	41%	男性	○
7	50～59		男性	
8	50～59		男性	
9	50～59		男性	
10	50～59		男性	○
11	50～59		女性	
12	50～59		女性	
13	50～59		男性	
14	40～49	6 名	男性	○
15	40～49	27%	女性	○
16	40～49		女性	
17	40～49		男性	
18	40～49		男性	
19	40～49		男性	
20	30～39	3 名	男性	
21	30～39	14%	男性	
22	30～39		男性	
合計	22 名	100%	女性教員比率 18%	外国人教師構成比 23%

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 3-1-④-7：国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/401.html）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構においては、教員の採用に当たり女性への配慮を行っており、また教員の教育研

究活動評価に基づく表彰や昇給・勤勉手当への反映などを実施している。

以上のことから，全学教育機構では、機構設置の初年度であるため、必ずしも十分とはいえないまでも、教育研究の水準の向上及び教員組織の活動を活性化するための適切な措置を講じていると判断しうる。

３－２　教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

３－２－①　教員の採用基準や昇格の基準等が明確に定められ、適切に運用されているか。特に、学士課程教育においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、「佐賀大学全学教育機構教員選考規程」（資料 3-2-①-1）に基づいて教員候補者の選考を行っている。教員候補者の選考は、全学教育機構企画委員会で立案した人事計画を運営委員会で審議・了承し、運営委員会が全学の教員の中から指名した委員による選考委員会において行っている。選考委員会は、教授、準教授、講師等の資格を定めた「国立大学法人佐賀大学教員選考規則」（参照資料 3-2-①-1）に基づき、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、国際貢献、教育・研究に対する今後の展望などを、多面的かつ総合的に評価して教員候補者の調査・選定を行っているが、全学教育機構ではことに教育能力を重視し、面接、模擬授業、講義記録（ティーチング・ポートフォリオを含む）により、教育能力を具体的に評価している。

平成 24 年度においては、社会科学部門、自然科学部門及び健康・スポーツ科学部門において教員候補者の選考を行ったが、何れの選考においても、応募者にティーチング・ポートフォリオなどの講義記録の提出を求めて教育能力を測り、また選考の最終段階において、模擬授業などによって教育上の指導能力を確認している（資料 3-2-①-2)。

資料 3-2-①-1　教員候補者の選定における教育能力の評価

佐賀大学全学教育機構教員選考規程 （教員候補者の選定） 第９条　選考委員会は，国立大学法人佐賀大学教員選考規則（平成１６年４月１日制定）に基づき，履歴，研究業績，教育業績，社会貢献，国際貢献，教育・研究に対する今後の展望等を多面的かつ総合的に評価するとともに，面接，模擬授業，講義録等（ティ―チング・ポートフォリオを含む。）により，教育の能力を具体的に評価することにより，各教員候補者について調査選定の上，順位を付して，調査内容及び選定経過とともに運営委員会に報告しなければならない。

出典　佐賀大学規程集（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/779.html）

資料 3-2-①-2　教員候補者選考における教育上の指導力に関する評価の実施状況（平成 24 年度）

社会科学部門	自然科学部門	健康・スポーツ科学部門

平成 24 年 8 月 10 日、「学生の話し合いが盛り上がるグループワークのコツ」をテーマとする「佐賀大学スキルアップセミナー」の形で模擬授業を実施した。本模擬授業は、運営委員会委員に公開された。	平成 25 年 1 月 9 日、「学び支援のための情報通信技術」をテーマとするＦＤ講演会の形で模擬授業を実施した。本模擬授業は、運営委員会委員に公開された。	平成 25 年 2 月 4 日、「投技に対する左右受け身を身につける」を授業目標とし、実技指導を含む公開授業の形で、本学の学生を使った模擬授業を実施した。本模擬授業は、運営委員会委員に公開された。

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 3-2-①-1：国立大学法人佐賀大学教員選考規程
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/606.html）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、本学の教員選考規則及び機構の教員選考規程に基づき、教員候補者の選考を実施している。また、選考に当たっては、ティーチング・ポートフォリオの提出や模擬授業の実施を求め、教育上の指導能力に重きを置いた評価を行っている。

以上のことから、全学教育機構においては、採用基準が明確に定められ、適切に運用されているとともに、教育上の指導能力の評価が適切に行われていると判断できる。

３－２－②　教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」（参照資料 3-2-②-1）、「国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準」（参照資料 3-2-②-2）及び「佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準」（資料 3-2-②-1）に基づき、機構の専任の教員を対象とした「職員個人の活動状況についての自己点検・評価」（以下、「個人評価」という。）を実施している。個人評価では、各教員は、年度の始めに「個人目標申告書」を提出し、これに基づいて行った教育研究活動を、次年度の始めに作成する「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」において点検・評価している。

全学教育機構では、個人評価の評価領域として、「教育に関する領域」「研究に関する領域」「国際交流・社会貢献に関する領域」「組織運営に関する領域」に加えて、「機構の業務に関する領域」を設定している。全学教育機構は、本学の他の部局と異なり、本学の共通教育とともに国際教育及び教育支援を担うため、機構の教員は、教育研究だけでなく、留学生の受入・派遣や高等教育開発、情報通信技術活用教育支援などの業務を遂行している。個人評価における「機構の業務に関する領域」は、こうした機構独自の業務領域について点検・評価するためのものである。

各教員が提出した「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」は、全学教育機構の個人評価組織において集計・分析して「教員個人評価報告書」にまとめている。また、個人評価において把握した各教員の活動状況は、業務の配分の参考にするだけでなく、「国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程」（参照資料 3-2-②-3）に基づき、昇給や諸手当等について処遇を行う際の参考にしている。

平成 24 年度の個人評価については、関連諸規定の整備が遅れたため、平成 25 年 8 月末に、平成 24 年度の「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」の提出を求め、平成 25 年 12 月に評価組織において審査及び問題点などの検討・整理を行って、「平成 24 年度教員個人評価報告書」（別添資料 3-2-②-1）を取りまとめた。

資料 3-2-②-1　全学教育機構における点検・評価項目及び評価基準等

佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準

（点検・評価項目及び評価基準等）
第３　点検・評価は次の各号に示す領域ごとに，個人の活動実績と改善に向けた取組について行う。
(1)教育に関する領域
(2)研究に関する領域
(3)国際交流・社会貢献に関する領域
(4)組織運営に関する領域
(5)機構の業務に関する領域
２　各領域の点検・評価項目は第４の２号に定める活動実績報告書によるものとする。
３　各教員は，個性を生かす評価を行うため，自己の職種，職務，能力，関心等を勘案して各評価領域における達成目標ならびに活動ウエイト「重み」配分を予め設定して申告する。
４　達成目標並びに重み配分の設定は，機構において各教員に与えられた職務に応じて各教員が行う。

出典　全学教育機構規則等

〈根拠となる資料・データ等〉

参照資料 3-2-②-1：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/397.html）
参照資料 3-2-②-2：国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/397.html）
参照資料 3-2-②-3：国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/401.html）

別添資料 3-2-②-2：平成 25 年度全学教育機構教員個人評価報告書

【分析結果とその根拠理由】
全学教育機構では、「教育」「研究」「国際交流・社会貢献」「組織運営」「機構の業務」について、教員の教育及び研究等の活動に関する評価が行われており、評価の結果が業務の配分や処遇等の参考として活用されている。
以上のことより、全学教育機構では、教員の教育及び研究活動等に関する評価が行われており、またその結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていると判断できる。

３－３　教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

３－３－①　教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構には、「国立大学法人佐賀大学事務組織規則」（参照資料 3-3-①-1）における事務組織及び事務分掌の規定に基づき、全学教育機構の教育活動を展開するための事務職員として、平成 23 年度・平成 24 年度には、学務部教務課の係長（全学教育機構主担当）1 名のほか、主任 1 名及び事務補佐員 1 名を配置している。平成 23 年度・平成 24 年度における本学の教養教育科目は教養教育運営機構が開講しているが、全学教育機構のカリキュラム編成や教員配置等については、学務部教務課の教養教育教務主担当及び教養教育管理主担当が支援を行う体制をとっている（資料 3-3-①-1）。全学教育機構は教育カリキュラムをまだ実施していないため、TA 等の教育補助者は活用していない。また、全学教育機構では、高等教育開発及び情報通信技術活用教育支援を業務とするため技術職員等の教育支援者を必要とするが、これらの職員の全学教育機構への配置は行っていない。

資料 3-3-①-1　全学教育機構に係る事務組織

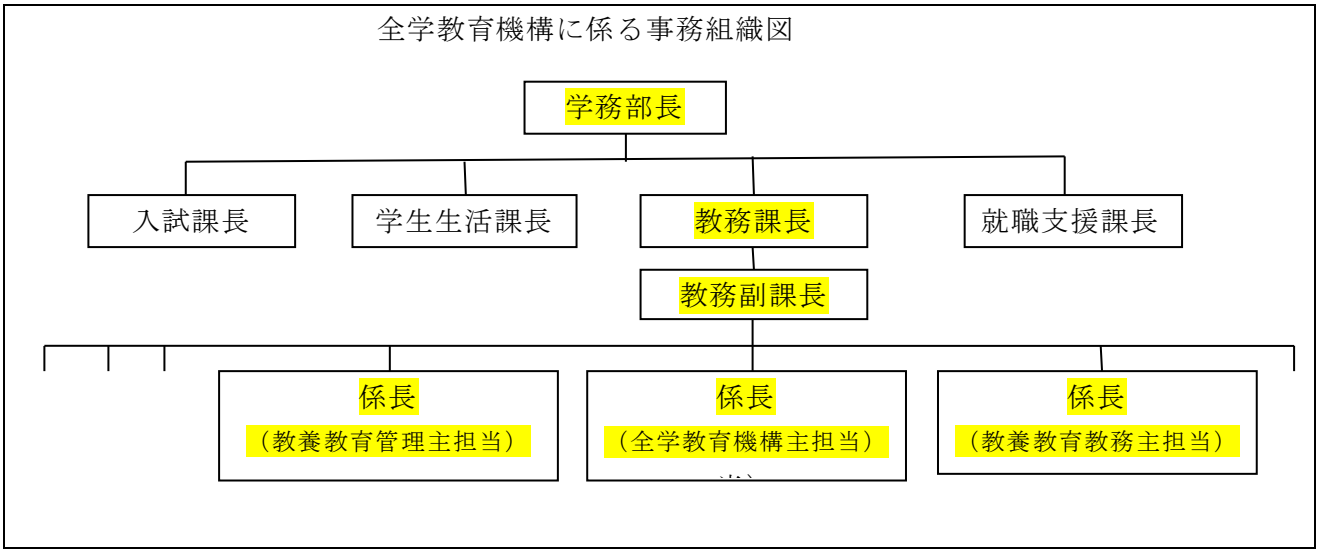

出典　学務部教務課資料

〈根拠となる資料・データ等〉

参照資料 3-3-①-1：国立大学法人佐賀大学事務組織規則
（https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/419.html）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、教育活動を展開するための事務職員として、係長、主任、事務補佐員をそれぞれ 1 名配置するとともに、教養教育実施担当の職員による支援体制を敷いている。しかし、全学教育機構が担う高等教育開発及び情報通信技術活用教育支援のために必要な技術職員等の配置については実施しておらず、今後検討を要する。

以上のことより、全学教育機構では、技術職員の配置という点では課題を残しつつも、教育活動を展開するために必要な事務職員は適切に配置されていると判断しうる。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は教育支援機能を有し、高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室を置いて、全学教育機構のみならず、本学全体の教育支援を行う体制をとっている。高等教育開発室は、大学教育委員会等に協力して、本学の教育支援及び改善に関する様々な業務を行っている。ことに、学生による学習状況の自主管理と教員による有効な教育指導や、教員の教育能力開発の支援を目論んで本学が導入しているポートフォリオ学習統合システムの運用は、教育支援としてきわめて重要な活動である。情報通信技術活用教育支援室もまた、情報通信技術活用教育の施設整備への協力を行っているが、授業支援に本格的に取り組むには至っていない。

(2)　優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　全学教育機構専任の教員と併任の教員を配置することにより、機構の目的に照らして必要な教員を配置している。

○　全学教育機構は教育組織として部会を置き、主に専任の教員及び併任の教員を以て教育課程の編成、授業科目の選定等を行っているが、授業科目の実施については全学から適任の教員を協力教員として選定しており、教育活動を展開するうえで十分な教員を確保している。

○　全学教育機構では、教員候補者選考に際して、ティーチング・ポートフォリオなどの講義記録の提出とともに模擬授業の実施を求め、教育上の指導能力を適切に評価している。

○　全学教育機構では、機構のみならず全学に対する教育支援体制を整え、ポートフォリオ学習統合システムの運用によって全学の学生に有効な教育支援手段を提供するとともに、ティーチング・ポートフォリオの活用によって全学の教員の教育能力向上への支援を行っている。

【改善を要する点】

○　全学教育機構の専任の教員は、教育課程編成・カリキュラム編成上、人数的に、また専門分野のバランスの上でも、十分ではない。

○　教育支援組織が効果的な教育支援を行うために必要な事務職員・技術職員の配置が、十分にはなされていない。

（3）基準 3 の自己評価の概要

全学教育機構は、教員組織として 6 つの部門を設け各部会には専任の教員及び併任の教員を配置しており、専任の教員の専門分野の偏りを併任の教員をもってこれを補う教員組織編制を行っている。全学教育機構にはまた、教育組織として部会を置き、専任の教員及び併任の教員を配置して教育内容の策定、教育課程の編成、授業評価等を組織的に行っているが、教育プログラムの実施には適任の教員を協力教員として委嘱しており、機構の目的遂行のために必要な教員を質・量ともに確保する仕組みを整えている。

全学教育機構では、女性教員の任用や外国人教員を含む多様な人材の確保に配慮している。さらに全学教育機構では、「教育」「研究」「国際交流・社会貢献」「組織運営」「機構の業務」について、教員の教育及び研究等の活動に関する個人評価を行っており、評価の結果を業務の配分や処遇等の参考として活用している。

追加事項　教育支援組織の活動

【観点に係る状況】

全学教育機構では、「全学教育機構規則」（資料 1）に基づき、支援組織として高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室を置いている。高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室にはそれぞれ室長を置き、情報通信技術活用教育支援室長には機構長が指名する専任の教員又は併任の教員を充てているが、高等教育開発室長には、副機構長のうち機構長が指名した者を充てている。またそれぞれの室には、室長のほか、専任の教員及び併任の教員を配置している（資料 2)。

それぞれの室の業務は「全学教育機構組織運営規程」（資料 3）に規定しているが、高等教育開発室の業務は、(1) 本学が実施する教育に係る調査及び企画に関する事項、(2) 本学の職員の能力開発に関する事項等であり、情報通信技術活用教育支援室の業務は、(1) 情報通信技術を活用した教育に係る調査及び企画に関する事項、(2) 情報通信技術を活用した教育のための施設の整備に関する事項、(3) 情報通信技術を活用した授業の支援に関する事項等である。これらの室のうち、高等教育開発室は、平成 24 年 3 月に廃止された「高等教育開発センター」の業務の多くを継承する組織である。

平成 24 年度において高等教育開発室は、教育支援業務、及び大学教育委員会等の各種委員会支援業務を行うほか、教育プロジェクト支援経費による事業の支援、及び委託を受けた事業を実施した（資料 4)。教育支援業務では、ラーニング・ポートフォリオやティーチング・ポートフォリオなどの機能を持つポートフォリオ学習支援システムの運用を通して本学の学生に対する教育支援を行うとともに、全教職員を対象とした FD・SD フォーラムやスキルアップセミナー、新任の教員を対象とした新任者研修、教育室が行う教育功労等表彰の表彰者による座談会の開催、ティーチング・ポートフォリオワークショップ（以下、「TPWS」と表記する。）の開催など、本学教職員の能力開発支援を行った。また各種委員会等支援業務では、本学の評価室が所管する自己点検・評価や機関別認証評価などの支援を行うとともに、大学教育委員会の各専門委員会に協力して、教育活動調査報告書の取纏め・作成や、内部質保証システム及び大学院実質化のための調査・分析を行った。

情報通信技術活用教育支援室は、本学における情報通信技術活用教育支援のための施設整備の進捗に協力しつつ（平成 25 年 3 月に、全学共有自学自習システムとして結実した。)、本学において遠隔授業に関する教材開発などの教育支援業務を担う「佐賀大学ｅラーニングスタジオ」との連携を模索している。

資料１　教育支援組織の設置

佐賀大学全学教育機構規則

（組織）
第４条　機構に次に掲げる組織を置く。
(1) 教員組織
(2) 教育組織
(3) 支援組織
２　前項第１号の教員組織には，専門分野別に組織した部門を置く。
３　第１項第２号の教育組織には，教育分野別に組織した部会を置く。
４　第１項第３号の支援組織には，高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室を置く。

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html〉

資料２　高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室の教員配置

	室長	室員	
		専任の教員	併任の教員
高等教育開発室	教授（併任・副機構長・工学系研究科）	教授	教授（文化教育学部）
		准教授	教授（文化教育学部）
		准教授	教授（経済学部）
		講師	教授（工学系研究科）
情報通信活用教育支援室	教授（併任・総合情報基盤センター）	教授	教授（文化教育学部）
		准教授	教授（総合情報基盤 C）
			准教授（医学部）

（　）は併任の教員の本務所属部局

出典　学務部教務課資料

資料３　教育支援室の業務

佐賀大学全学教育機構組織運営規程

（高等教育開発室の業務）

第５条　高等教育開発室は，次に掲げる業務を行う。

(1) 本学が実施する教育に係る調査及び企画に関する事項

(2) 本学の職員の能力開発に関する事項

(3) その他機構長が指示する業務に関する事項

第７条　情報通信技術活用教育支援室は，次に掲げる業務を行う。

(1) 情報通信技術を活用した教育に係る調査及び企画に関する事項

(2) 情報通信技術を活用した教育のための施設の整備に関する事項

(3) 情報通信技術を活用した授業の支援に関する事項

(4) その他機構長が指示する業務に関する事項

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html〉

資料４　高等教育開発室の活動状況

事業名称	事業概要	関連組織	平成 24 年度活動報告
教育支援業務			
佐賀大学 FD・SD フォーラム	佐賀大学 FD・SD フォーラムの企画、運営、評価	大学教育委員会（FD 専門委員会）	1 回開催
教育功労等表彰者座談会	教育功労等表彰者座談会の開催		座談会内容の公表
新任者研修	新任教員向け研修の実施		4 月 5 日開催
佐賀大学スキルアップセミナー	スキルアップセミナーの企画・運営・評価		2 回開催

ティーチング・ポートフォリオによる教育改善	TPWS の企画・運営・評価、メンターの育成、簡易版 TPWS の実施	大学教育委員会	簡易版 TPWS：6 回開催 標準版 TPWS：2 回開催
ポートフォリオ学習統合システム運用	概算事業の運営全般（人員・経費の確保・使用、継続申請等）	学生委員会 総合情報基盤ｾﾝﾀｰ	改修予算 300 万円を確保、継続申請実施
ラーニング・ポートフォリオ入力支援	入力講習会の企画と開催 マニュアル類の見直しと改訂	学生委員会 総合情報基盤ｾﾝﾀｰ	入力講習会実施 教員コメント取纏め
各種委員会支援業務			
教育活動等調査報告書の編集（H22）	全部局分が提出され次第、全体的な状況の取纏めを実施	大学教育委員会	編集終了
教育活動等調査報告書の編集（H23）	報告書様式改訂と作成に関する説明会開催、全体的な状況の取纏め、資料編の作成	大学教育委員会	編集ほぼ終了
共通アンケートの分析及び報告書作成	自己点検・評価、大学機関別認証評価等に利用する在校生を対象としたアンケートの改訂、アンケート結果の分析及び平成 23 年度実施分の報告書作成	大学教育委員会	共通アンケート実施 分析結果の報告
大学評価に関連する調査	大学機関別認証評価、各種答申等に関する情報収集	評価室	情報収集
内部質保証システム構築案検討	内部質保証システム構築案のたたき台作成	大学教育委員会（企画評価専門委員会）	ガイドライン（案）作成
大学院実質化の方針案作成	大学院実質化の方針案のたたき台作成	大学教育委員会（企画評価専門委員会）	ガイドライン（案）作成
教育プロジェクト支援経費事業			
インターフェース「地域・佐賀学」領域における学生と住民による「参加型農村調査法（PRA）」を基盤にしたカリキュラム開発とその試行的実践	神集島合宿所と旧神集島小学校（廃校）を活用した神集島の地域活性化プロジェクトを、学生自身による地域調査と住民参加によって実施し、インターフェース「地域・佐賀学」領域における教育の質的向上を図る。	全学教育機構・インターフェース環境部会	９月にプロジェクトの一部を実施
ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ	昨年度まで高等教育開発センターが行っていたティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ（TPWS）を全学教育機構高等教育開発室が引き続き実施し、学内はもとより近隣大学教員の教育力向上を支援する。	大学教育委員会（FD 専門委員会）	TPWS を２回開催
委託			
FD･SD の定義について検討依頼			原案作成
「大学院における研究指			原案作成

導計画に基づく研究指導 実施要領」の見直し			

出典　学務部教務課資料

基準４　学生の受入

全学教育機構では学生の受入を行わないため、自己点検・評価の対象事項はない。

基準５　教育内容及び方法
（１）　観点ごとの分析

５－１　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

５－１－①　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証に資するという目的を以って、各学部の学士課程教育における教養教育を担っている。全学教育機構は、各学部との協議に基づき、「佐賀大学学士力」（資料 5-1-①-1）に沿って「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を策定して、教育カリキュラム編成の基本的な考え方及び実施方法に関する基本的な考えを定めている（資料 5-1-①-2)。各学部はこの方針を組み込んで、それぞれの学士課程における「教育課程編成・実施の方針」を設定している。「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」では、佐賀大学学士力の項目に沿って、全学教育機構の各科目を配置し、それぞれの科目の実施方法を定めている。

資料 5-1-①-1　佐賀大学学士力

佐賀大学学士力

佐賀大学では、基礎的及び専門的な知識と技能に基づいて課題を発見し解決する能力を培い、個人として生涯にわたって成長し、社会の持続的発展を支える人材を養成する。そのために、佐賀大学の学士力を次のとおり位置づける。

１．基礎的な知識と技能

（１）文化と自然

世界を認識するための幅広い知識を有機的に関連づけて修得し、文化（芸術及びスポーツを含む）的素養を身につけている。

（２）現代社会と生活

健全な社会や健康な生活に関する種々の知識を修得し、生活の質の向上に役立てることができる。

（３）言語・情報・科学リテラシー

① 日本語による文書と会話で他者の意思を的確に理解できるとともに、自らの意思を表現し他者の理解を得ることができる。英語を用いて、専門分野の知識を修得でき、自己の考えを発信できる。初修外国語を用いて、簡単な会話ができ平易な文章を読み書きできる。

② 情報を収集し、その適正を判断でき、適切に活用・管理できる。

③ 科学的素養を有し、合理的及び論理的な判断ができる。

（４）専門分野の基礎的な知識と技法

専門分野において、基本概念や原理を理解して説明でき、一般的に用いられている重要な技法に習熟している。

２．課題発見・解決能力

（１）現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力

現代社会における諸問題を多面的に考察し、その解決に役立つ情報を収集し分析できる。

（２）プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力

専門分野の課題を発見し、その解決に向けて専門分野の基礎的な知識と技法を応用することができる。

（３）課題解決につながる協調性と指導力

課題解決のために、他者と協調・協働して行動でき、また、他者に方向性を示すことができる。

３．個人と社会の持続的発展を支える力

（１）多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力

文化や伝統などの違いを踏まえて、平和な社会の実現のために他者の立場で物事を考えることができる。また、自然環境や社会的弱者に配慮することができる。

（２）持続的な学習力と社会への参画力

様々な問題に積極的に関心を持ち、自主的・自律的に学習を続けることができる。自己の生き方を考察し、主体的に社会的役割を選択・決定し、生涯にわたり自己を活かす意欲がある。

（３）高い倫理観と社会的責任感

高い倫理観を身につけ社会生活で守るべき規範を遵守し、自己の能力を社会の健全な発展に寄与しうる姿勢を身に付けている。

出典　佐賀大学ウェブサイト＜http://www.saga-u.ac.jp/koho/2010gakushiryoku.html＞

資料 5-1-①-2　教養教育についての教育課程編成・実施の方針

教養教育についての教育課程編成・実施の方針

1（基礎的な知識と技能の分野）

① 教養教育において、文化と自然に関する授業科目（基本教養科目の自然科学と技術の分野、及び文化の分野）、現代社会と生活に関する授業科目（健康・スポーツ科目、及び基本教養科目の現代社会の分野）、言語・情報・科学リテラシーに関する授業科目（大学入門科目Ⅱ、外国語科目、情報リテラシー科目、及び基本教養科目の自然科学と技術の分野）を、必修および選択必修として幅広く履修できるように配置する。

② 教養教育における言語・情報・科学リテラシーに関する教育科目は初年次から開講し、基礎的な汎用技能を修得した上で、専門課程における応用へと発展的な学習に繋げる。

2（課題発見・解決能力の分野）

① 教養教育において、様々な課題を探求し、少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目を、初年次の必修として配置する（大学入門科目Ⅰ、Ⅱ）。また、現代的な課題を発見・探求し、問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を、選択として配置する（インターフェース科目）。

3（個人と社会の持続的発展を支える力、ないしは、…を担う社会人としての資質の分野）

① 教養教育において、多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力、持続的な学習力と社会への参画力、及び高い倫理観と社会的責任感に関する授業科目を、必修として履修できるように配置する（インターフェース科目）。

出典　佐賀大学ウェブサイト〈http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01a.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、各学部との協議の下に、「佐賀大学学士力」に沿って「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を定め、学生が修得する知識・技能・能力等を、教養教育科目の配置と実施方法とにより、具体的に示している。

以上のことにより全学教育機構は、教養教育についての教育課程編成・実施の方針を明確に定めていると判断しうる。

5－1－②　教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」は「佐賀大学 学士力」に沿って定められているが、「佐賀大学学士力」は、1. 基礎的な知識と技能、2. 課題発見・解決能力、及び 3. 個人と社会の持続的な発展を支える力の 3 つの大項目により、順次性と体系性を以て構成している。またそれぞれの大項目は複数の小項目からなり、1.基礎的な知識と技能には、(1)文化と自然，(2)現代社会と生活，(3)言語・情報・科学リテラシー，(4)専門分野の基礎的な知識と技法の小項目を、2. 課題発見・解決能力には(1)現代的課題を見出し，解決の方法を探る能力，(2)プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力，(3)課題解決につながる協調性と指導力の小項目を、そして 3. 個人と社会の持続的な発展を支える力には(1)多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力，(2)持続的な学修力と社会への参画力，(3)高い倫理観と社会的責任感の各小項目を置いている。

平成 25 年の実施に向けて全学教育機構が策定したの教養教育カリキュラムは、体系的な「佐賀大学学士力」に沿って、「大学入門科目」「共通基礎科目」「基本教養科目」「インターフェース科目」の科目区分をもって編成しており、「共通基礎科目」及び「基本教養科目」は「佐賀大学学士力」の 1.基本的な知識と技能の分野に、「大学入門科目」及び「インターフェース科目」は「佐賀大学学士力」の 2. 課題発見・解決能力及び 3. 個人と社会の持続的な発展を支える力に対応させている。また、「共通基礎科目」は「外国語科目」、「健康・スポーツ科目」及び「情報リテラシー科目」に区分し、基本教養科目には、「自然科学と技術」、「文化」、「現代社会」の各分野を設定している。全学教育機構の教養教育カリキュラムは、機構のカリキュラムと同様に「佐賀大学学士力」に沿って策定される各学部学科・課程の学士課程教育カリキュラムにそのまま組み込まれており、学士課程教育の質を保証するものとなっている。

全学教育機構は、機構が開設・配置する教養教育科目と「佐賀大学学士力」との対応を分かりやすく表した対応表を作成し（資料 5-1-②-1）、佐賀大学学士力の修得に向けた体系的な科目履修についての学生の理解を図る計画である。

全学教育機構はさらに、教養教育カリキュラムの体系性と順次性を保証するために、大学入門科目は 1 年次に、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報リテラシー科目からなる共通基礎科目は 1～2 年次に、基本教養科目は 1～2 年次に、そしてインターフェース科目は 2 年次～4 年次に配当して、学生が教養教育分野の知識・技術・技能を順次的・体系的に修得できるようにしている。全学教育機構では、「全学教育機構教養教育課程の標準的な履修モデル」（資料 5-1-②-2）を示して、学生に体系的・順次的な履修を促している。

全学教育機構は、「佐賀大学教養教育科目履修規程」（参照資料 5-1-②-1）及び「佐賀大学教養教育科目履修細則」(参照資料 5-1-②-2)において教養教育科目の履修方法を規定するとともに、開設する授業科目を定めている。全学教育機構は、上記の諸規定と共に、教養教育科目の履修に

おける留意事項、各科目の概要、開講授業科目等を記載した「平成 25 年度全学教育機構履修の手引き」を作成し、各科目の共通シラバス及び授業シラバスと共に、全学教育機構のウェブサイトにおいて公開して学生の周知を図っている（参照資料 5-2-①-3)。

資料 5-1-②-1　佐賀大学学士力と教養教育科目との対応表

佐賀大学の教養教育課程と佐賀大学学士力

大項目	小項目	教養教育科目													
		大学入門科目		共通基礎科目								基本教養科目			インターフェース科目
				外国語科目		健康・スポーツ科目			情報リテラシー科目			自然科学と技術の分野	文化の分野	現代社会の分野	
		大学入門科目Ⅰ	大学入門科目Ⅱ	英語	ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語	講義	実習		講義	演習					
						健康スポーツ科学	スポーツ実習Ⅰ	スポーツ実習Ⅱ	情報基礎概論	情報基礎演習Ⅰ	情報基礎演習Ⅱ				
1 基礎的な知識と技能	(1) 文化と自然											○	○		
	(2) 現代社会と生活					○	○	○						○	
	(3) 言語・情報・科学リテラシー			○	○				○	○	○	○			
	(4) 専門分野の基礎的な知識と技能														
2 課題発見・解決能力	(1)現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力	○	○												○
	(2) プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力														
	(3) 課題解決につながる協調性と指導力	○	○												○
3 個人と社会の持続的発展	(1) 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力														○

を支える力	(2) 持続的な学習力と社会への参画力														○
	(3) 高い倫理観と社会的責任感														○

出典　出典　佐賀大学ウェブサイト〈http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_02.html〉

資料 5-1-②-2　全学教育機構教養教育課程の標準的な履修モデル

									医学部医学科	
		1年次		2年次		3年次	4年次	5年次	4年次	
		前	後	前	後					
大学入門科目		2	2							
外国語科目	英語	1	1	1	1					
	初修外国語	1	1	1	1					
健康・スポーツ科目	スポーツ実習	1	1							
	健康スポーツ科学	2								
情報リテラシー科目	情報基礎演習	1								
	情報基礎概論	2								
基本教養科目		6		4						
インターフェース科目				4		2	2			

出典　佐賀大学ウェブサイト＜http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01d.html＞

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 5-1-②-1：佐賀大学教養教育科目履修規程
〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/441.html〉
参照資料 5-1-②-2：佐賀大学教養教育科目履修細則
〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/442.html〉
参照資料 5-1-②-3：全学教委菊機構履修の手引き（平成 25 年度版）
〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tebiki_kyoyo_h25.pdf〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の教養教育カリキュラムは、「佐賀大学 学士力」に沿った内容を以て体系的に編成されており、その内容は「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」において明瞭に示されている。また、これらの教育科目及び履修方法等については、「佐賀大学教養教育科目履修規程」及び「佐賀大学教養教育科目履修細則」に定められている。全学教育機構は、各科目を構成する授業科目を教養教育の目的に沿って組織的に設定し、それぞれの科目を順次的に履修させるべく適切な年次配当を行うとともに、標準的な履修モデルを設定している。全学教育機構の教養教育カリキュラムは、機構のカリキュラムと同様に「佐賀大学学士力」に沿って策定される各学部学科・課程の学士課程教育カリキュラムにそのまま組み込まれており、学士課程教育の質を保証するものとなっている。全学教育機構はまた、平成 25 年度の教養教育カリキュラム開設にむけて、「履修の手引き」及びシラバスを作成し、学生の体系的履修を促す準備を整えている。

以上のことから全学教育機構では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育カリキュラムが体系的に編成されおり、その内容は、本学の教養教育の目的に沿った適切なものであると判断できる。

５－１－③　教育課程の編成又は授業科目内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、卒業後に国際的な活動を行いたいという学生のニーズや国際人の育成という社会のニーズに応えて学生の英語能力の向上を図るため、TOEIC-IP による英語能力検定試験を導入する体制を整えている。全学の学生は全員、1 年次の前学期に本検定試験を受験し、試験結果を以て、1 年次後期からの英語科目には習熟度別クラス編成を導入することにしている。また、2 年次後学期（医学部は 1 年次後学期）に TOEIC-IP による検定試験を再度受験させ、試験の結果を英語の成績評価に反映させることで、学生には英語学習へのインセンティブを与えることにしている（参照資料 5-1-③-1)。

また、専門分野の知識・技能を海外の大学においても学びたいという学生のニーズに応えて、海外の大学で英語による授業を支障なく受講しうる英語コミュニケーション能力及び異文化理解力を培わせるために、留学支援英語教育カリキュラムを設けている。本カリキュラムの受講生は、高い英語能力と留学への強い意欲を有する学生を全学から選抜し、英語ネイティブ教員等を活用して、英語による英語科目、基本教養科目及びインターフェース科目を履修させることにしている（資料 5-1-③-1)。

さらに、本学のすべての学生に対し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培わせるために、課題発見・解決能力や、共生力、社会参画力、高い倫理観・社会的責任感などを身につけさせるインターフェース科目を開設している。インターフェース科目は、現代社会における諸問題に関するプログラムを設定し、学生にはいずれかのプログラムを選択して履修させることにしている。このインターフェースプログラムには、関連する様々な専門領域からなる 4 つの授業科目が設定されており、学生はこれらの授業科目のすべてを順次履修するする。インターフェース科目の 4 科目（8 単位）は全学部における必修科目である（資料 5-1-③-2)。

また本学では、学生の多様なニーズに応えるべく、「デジタル表現技術者養成プログラム」「障がい者就労支援コーディネーター養成プログラム」「環境キャリア教育プログラム」及び「子どもの発達と支援プログラム」の分野横断的教育プログラムを全学共通の教育プログラム等として編成してきたが（参照資料 5-1-③-2)、これらのプログラムは、全学教育機構のインターフェース科目及び基本教養科目などに組み込み、引き続き開講して行くいことにしている。

本学はまた、放送大学との単位互換協定に基づき、放送大学が開講する授業科目の履修単位を、全学教育機構の基本教養科目として単位認定するための審査制度（単位の認定については、学生が所属する各学部が行う。）を整えている（別添資料 5-1-③-1)。

資料 5-1-③-1 留学支援英語教育カリキュラム

科目区分	対応する授業科目及び分野	授業科目	単位数
共通基礎科目	英語 A	Intercultural English : Awakenings	1

		Integrated Speaking : Awakenings	1
	英語 B	Intercultural English : Bridging	1
		Integrated Writing : Awakenings	1
	英語 C	Integrated Writing : Bridging	1
		English Test Success : TOEFL Ⅰ	1
	英語 D	Integrated Speaking : Bridging	1
		English Test Success : TOEFL Ⅱ	1
基本教養科目	自然科学と技術の分野	Breakthroughs in the Modern Age	2
		The Natural World	2
	文化の分野	Critical Thinking for the Modern Age	2
		Culture Metaphors	2
	現代社会の分野	Citizenship Education	2
インターフェース科目		Intercultural Communication Ⅰ	2
		Intercultural Communication Ⅱ	2
		Intercultural Communication Ⅲ	2
		Intercultural Communication Ⅳ	2

資料 5-1-③-2　佐賀大学全学教育機構インターフェースプログラム一覧

コース	インターフェースプログラム	備考
環境	機械工学と環境	
	電気電子工学と環境	
	有明海学	
	地域環境の保全と市民社会	
	環境教育	全学共通の教育プログラム
異文化理解	アジアの理解	
	芸術創造	
	異文化交流	
	Intercultural Communication	
	映像・デジタル表現	全学共通の教育プログラム
生活と科学	現代社会における消費	
	ベンチャー・ビジネス	
	リサーチ・リテラシー	
	食料と生活	
	未来を拓く材料の科学	
	エレクトロニクスと生活	
	情報技術者キャリアデザイン	
医療・福祉と社会	現代社会と医療	
	食と健康	
	子どもの発達支援	特別の課程
	障がい者就労支援	全学共通の教育プログラム
地域・佐賀学	佐賀の歴史文化	

	地域経済と社会	
	地域創成学	

出典　学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 5-1-③-1：佐賀大学における全学統一英語能力テスト実施要項
〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/916.html〉
参照資料 5-1-③-2：佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程
〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/444.html〉

別添資料 5-1-③-1：教養教育科目に相当する放送大学における学修（単位互換によるもの）の認定のための審査内規

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、学生及び社会の国際的人材養成のニーズに応えるべく、英語能力検定試験を導入し、また留学支援英語教育カリキュラムを開設している。また、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培わせるための必修科目としてインターフェース科目を開設している。さらに全学教育機構は、学生が専門分野以外に、あるいは専門分野に関連して学習したいというニーズに応えて本学が編成する分野横断的な教育プログラムを、インターフェース科目等に組み込んで開講している。加えて機構では、他大学の授業を履修したいという学生のニーズに、他の大学及び放送大学との協定に基づく単位互換制度を以て応える体制を整えている。

以上のことから、全学教育機構は、教育課程の編成又は授業科目内容において、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮していると判断できる。

５－２　教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

５－２－①　教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの学習内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、教養教育の教育目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態を組み合わせている。留学支援英語教育カリキュラムにおける共通基礎科目の英語授業や、外国人留学生用の日本語では少人数教育を行う計画である。基本教養科目やインターフェース科目の一部では、インターネットによるストリーミング配信授業や同期型遠隔授業などの ICT 活用型授業を行う予定である。またインターフェース科目では，インターンシップやディスカッション，グループワーク、実験・実習、調査など，講義形式ではないアクティブ・ラーニング等の授業形態を採用した授業形態を計画している（資料 5-2-①-1)。

資料 5-2-①-1　授業形態についての各種シラバス（事例）

事例 1　同期型遠隔授業

担当教員(所属)	松山　郁夫(文化教育学部)
学士力番号	佐賀大学学士力 3 の(1)
曜／限追記	木・1
講義形式	講義形式（対面授業・同期型遠隔授業）
講義概要	この科目は「子どもの発達と支援プログラム」のコア科目の一つである。科目名は子どもの発達支援Ⅱ（児童福祉施設の目的と役割）である。 子どもの発達を支援する立場にある専門職［教師、福祉職、心理職、医師、保健師、看護師、保育士等］は子どもをより深く理解するため、そのおかれている生活環境を含めた子どもを取り巻く状況について知識を得ておくことが求められる。児童福祉施設は児童福祉法上定められたいくつかの施設をさすが、その設置の目的や役割を学ぶことは、子どもたちに保障されるべき基本的な権利について認識を深めることと、現代の子どもを取り巻く課題のさまざまを学ぶことにつながっている。このような観点から、家族、子育て・子育ち［発達］、虐待などの問題についても、そこに生きる子どもという視点から講義のなかで触れていく。
開講意図	佐賀大学の学生及び一般市民の受講者で「子どもの発達と支援プログラム」履修認定証の交付を希望する学生は、予め本プログラムへの履修登録を行うこと
到達目標	講義の内容は知識の伝達にとどまらず、今まさにどこかで起こっている問題として、受講者自身にも主体的に考えることを要求する。受講者自身が専門職として或は社会人として、こうした環境に生きる子どもたちに向き合った時、必ず活かされうる貴重な経験となることを目標とする。本授業は、佐賀大学学士力 3 の(1)に対応している。
聴講指定	子どもの発達と支援プログラム履修認定証の交付希望者は予め本プログラムへの履修登録を行うこと
履修上の注意	2名の講師によるオムニバス方式により開講する。なお、第1回～8回は松山、第9回～15回は山口が担当する。
授業計画	○総論的内容の講義 1.本講義のオリエンテーション　次回までの課題:児童に関連する内容を整理しておくこと。 2.児童に対する捉え方　次回までの課題:児童に対する捉え方に関連する内容を整理しておくこと。 3.児童福祉（児童家庭福祉）に対する捉え方　次回までの課題:児童福祉に対する捉え方に関連する内容を整理しておくこと。 4.児童福祉・児童福祉施設の歴史その 1　次回までの課題:児童福祉・児童福祉施設の歴史に関連する内容を整理しておくこと。 5.児童福祉・児童福祉施設の歴史その 2　次回までの課題:児童福祉・児童福祉施設の発展過程に関連する内容を整理しておくこと。 6.児童福祉法における児童福祉施設の概要その 1　次回までの課題:児童福祉施設のあり方に関連する内容を整理しておくこと。 7.児童福祉法における児童福祉施設の概要その 2　次回までの課題:児童福祉施設の概要に関連する内容を整理しておくこと。 8.児童福祉・児童福祉施設の今後の展開　次回までの課題:児童福祉施設の今後のあり方に関連する内容を整理しておくこと。 ○各論的内容の講義

	9.子どもの生活と発達 保育所とそこで生活する子どもたち 次回までの課題:保育所とそこで生活する子どもたちに関連する内容を整理しておくこと。 10.心身の発達に課題を持つ子どもたちのための施設(実際と課題) 知的障害児施設・知的障害児通所施設・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設等 次回までの課題:心身の発達に課題を持つ子どもたちのための施設に関連する内容を整理しておくこと。 11.生活の場を保障するための施設(実際と課題) 母子寮、乳児院、養護施設 次回までの課題:生活の場を保障するための施設に関連する内容を整理しておくこと。 12.治療・指導を目指した施設(実際と課題) 児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設 次回までの課題:治療・指導を目指した施設に関連する内容を整理しておくこと。 13.児童相談所(実際と課題) 次回までの課題:児童相談所に関連する内容を整理しておくこと。 14.現代の子育てと児童虐待(まとめ) 次回までの課題:子育てと児童虐待に関連する内容を整理しておくこと。 15.社会的養護と子どもの育ち(まとめ) 課題:これまでの授業の重要事項を整理しておくこと。
成績評価の方法と基準	2名の講師による講義が終了してのち、定期試験期間中にテスト(レポートを含む)を行い、その結果で評価する。
開示する試験問題等	定期試験の問題、解答例及び配点を開示する。
開示方法	履修登録した者で開示を希望する場合には、事前に講義期間中に直接担当者に申し込むこと。
教科書	子どもの発達と支援―医療、心理、教育、福祉の観点から
参考図書	
リンク	
オフィスアワー	月・5
その他	

出典　佐賀大学ウェブサイト
〈http://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=023900199366&formatCD=1〉

事例 2　講義形式の組合せ

授業科目名	アジアの理解 I （アジアの文化―入門）
担当教員(所属)	中尾友香梨（文化教育学部）
講義形式	講義、調査、討議、報告を組み合わせた授業
講義概要	アジアの実情に関する講義を基に設定された課題について、グループに分かれて図書・資料等による調査を行い、グループ内での討議を経てレポートを

	作成し、レポートに基づく報告を基に全体討議を行う。	
開講の意図	アジアの概要と問題性を理解し、以後に続く授業科目を理解するための大まかな地図を獲得する。また、調査や討議、報告の過程において、課題及び解決方法発見の仕方、有効な協働作業の仕方、討議の方法等を学ぶ。	
到達目標	アジアとは何であり、どのような課題があるかを理解することで多様な価値観の存在を理解するとともに、課題発見・解決の方法及び課題解決のための協調性と指導力を身につける。	
履修上の注意	授業に、目的意識をもって主体的に参加すること。	
成績評価の方法と基準	成績は、授業への取り組み状況（50%）、ミニレポートの内容（20%）、期末レポートの内容（30%）によって評価する。	
授業計画	内容	授業時間外の学習
	1回　ガイダンス	
	2 回　講義(日本と東アジアの相互依存Ⅰ)	講義内容の予習と復習、調査、分析 討議内容の整理とまとめ、発表の準備
	3 回　講義(日本と東アジアの相互依存Ⅱ)	講義内容の予習と復習、調査、分析 討議内容の整理とまとめ、発表の準備
	4回　講義(エキサイト・アジア)	講義内容の予習と復習、調査、分析 討議内容の整理とまとめ、発表の準備
	5回　講義(ベトナムの歴史と文化)	講義内容の予習と復習、調査、分析 討議内容の整理とまとめ、発表の準備
	6回　講義(日韓関係)	講義内容の予習と復習、調査、分析 討議内容の整理とまとめ、発表の準備
	7回　講義(中国における少数民族)	討議内容の整理とまとめ
	8回　講義(50年代の東アジア)	討議内容の整理とまとめ
	9回　講義(60年代の東アジア)	討議内容の整理とまとめ
	第10回　第1班グループの発表と討議	討議内容の整理とまとめ
	第11回　第2班グループの発表と討議	討議内容の整理とまとめ
	第12回　第3班グループの発表と討議	討議内容の整理とまとめ
	第13回　第4班グループの発表と討議	討議内容の整理とまとめ
	第14回　第5班グループの発表と討議	
	第15回　第6班グループの発表と討議	
開示する試験問題等	レポートの課題と本人のレポート	
開示方法	開示を希望する者（履修登録者に限る）は、成績発表後、1週間以内に、担当教員に申し出ること。	

出典　佐賀大学ウェブサイト
〈 https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusReferenceContentsInit.do;jsessionid=DrXPX9yNIK9lJ6MpfQyDQbvy.kmap1?subjectId=025900203904&formatCode=1&rowIndex=0&jikanwariSchoolYear=2014〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、講義，演習，実験，実習や少人数授業，ICT を活用したインターネット授業，インターンシップやフィールド型授業，ディスカッションやグループワークなど学生参画型授業を計画している。

以上のことから全学教育機構では，教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業

形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断することができる。

５－２－②　単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の授業科目は、各学部教授会の議を経て学長が定める「学年暦」（参照資料 5-2-②-1）に従って開講することにしている。「学年暦」は、1 年間の授業を行う期間を、定期試験を含めて 35 週確保し、各学期の授業日は月から金までの各曜日、16 日を確保している。全学教育機構ではまた、学生の主体的な学修を促し、十分かつ必要な学修時間を確保するために、シラバスを利用して、授業外学習時間における課題の提示を行っている（資料 5-2-②-1）。

資料 5-2-②-1　シラバスでの授業外学習の指示（例示）

タイトル	2013 年度
フォルダ	全学教育機構-基本教養科目-後学期
開講年度	2013 年度
科目コード	G1331007
科目名	社会思想史
曜日・校時	水曜・1
単位数	2
開講時期	後学期
担当教員(所属)	全学教育機構
学士力番号	1-(2)
曜／限追記	
講義形式	講義
講義概要	本講義は、社会思想の歴史を対象とします。講義では、古代から近代に到る代表的な社会思想家を順次取り上げ、彼らの思想や理論について考えてゆきます。授業は講義形式をとり、それぞれの講義について講義内容をまとめる小レポートを課します。成績の評価では、定期試験と共に、この小レポートの結果を重視します。
開講意図	私たちは社会の中で生きています。現代のように社会が複雑になればなるほど、人間にとって社会とは何かということが見えにくくなります。本講義は、社会の存在根拠やあり方についての学問分野である社会思想の基礎を学ぶことによって、社会の一員である市民として身につけるべき社会科学的教養の修得を目的とします。講義では、この目的を達成するために、社会思想の歴史について考え、人間が社会についてどのような問題に直面し、こうした問題をいかに解こうとしたのかを学びます。
到達目標	本講義では、社会思想の歴史を学ぶことにより、社会思想の思考方法、現代における思想の到達点、残された問題などについて考える力を身につけてもらいたいと考えています。そのことにより、現代社会において我々がどのような状況におかれているのかを客観的に認識するとともに社会の一員として主体的に考え、現代社会に生起する問題に対する分析能力の基礎を涵養することが目標です.
聴講指定	
履修上の注意	講義ごとにプリントを配布します。

授業計画	講義計画	授業外学習
	1 古代ギリシャと国家:プラトン	1 小レポート(講義のまとめ)作成
	2 古代ギリシャと政治:アリストテレス	2 小レポート(講義のまとめ)作成
	3 中世社会とキリスト教:アウグスティヌス	3 小レポート(講義のまとめ)作成
	4 中世末期とキリスト教:アクィナス	4 小レポート(講義のまとめ)作成
	5 ルネサンスと自由都市:マキャヴェッリ	5 小レポート(講義のまとめ)作成
	6 宗教改革と教会離脱:ルターとカルヴァン	6 小レポート(講義のまとめ)作成
	7 自由市民とリバイアサン:ホッブズ	7 小レポート(講義のまとめ)作成
	8 私的所有と市民政府:ロック	8 小レポート(講義のまとめ)作成
	9 社会の安定と法の精神:モンテスキュー	9 小レポート(講義のまとめ)作成
	10 市民結合と民主主義:ルソー	10 小レポート(講義のまとめ)作成
	11 利己的人間と道徳感情:スミス	11 小レポート(講義のまとめ)作成
	12 功利主義と立法:ベンサム	12 小レポート(講義のまとめ)作成
	13 近代社会と人間の自律:ミル	13 小レポート(講義のまとめ)作成
	14 労働疎外と革命:マルクス	14 小レポート(講義のまとめ)作成
	15 講義のまとめ	15 講義全体のまとめ
成績評価の方法と基準	定期試験の結果(40%)、小レポートの結果(60%)をもって評価します。	
開示する試験問題等	試験問題、解答例及び配点を開示します。	
開示方法	閲覧を希望する学生(履修登録した学生に限る)は、試験終了後1週間以内のオフィスアワーの時間帯に、担当教員の研究室まで来てください。	
教科書	テキストは使用しません。	
参考図書		
リンク		
オフィスアワー	木曜日の3校時	
その他		

出典　佐賀大学ウェブサイト
〈 http://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=023900192589&formatCD=1〉

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 5-2-②-1：平成 25 年度学年暦
〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/gakunen_reki_h24_2.pdf〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、本学が定める学年暦に従って、単位を授与するのに適正な授業時間を確保する体制が整っており、また、シラバスを活用して、授業外学修時間の確保を行う計画である。

以上のことから、全学教育機構では、直接的教育の方法という観点からは、単位の実質化への配慮がなされていると判断しうる。

５－２－③　適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、「シラバス作成に関する要項」（資料 5-2-③-1）に基づき、オンラインの授業シラバスを作成している。授業シラバスに記載する項目については、本学の大学教育委員会が学部等との協議に基づきシラバス記載のための「シラバス説明文（教員用）」を作成し、授業担当者は、本学の学士課程教育の質保証のための適切な項目として、「開講年度」「授業科目名」「曜日・校時」「開講時期」を始め、「担当教員」「単位数」「学士力番号」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「聴講指定」「授業計画」「授業以外の学習」「成績評価の方法と基準」「開示する試験問題」などを記載している（別添資料 5-2-③-１）。授業担当教員は、シラバス説明書（教員用）に基づきシラバスを作成し、オンラインシラバスとしてライブキャンパスに入力している。全学教育機構では、平成 24 年度についてはまだ授業を開始しておらず、シラバスの活用については検証を行っていない。

資料 5-2-③-1　シラバス作成に関する要項

シラバス作成に関する要項

（平成１９年３月２６日制定）

（作成目的）

第１条　次に掲げる目的を達成するため，佐賀大学（以下「本学」という。の授業を担当する教員（以下「担当教員」という。）は，シラバスを作成するものとする。

(1)授業の教育目的を明確にする。

(2)授業を体系的・計画的に展開する。

(3)学生に授業計画を周知し，学習計画を立てさせる。

(4)学生に成績評価に関する情報を周知する。

（記載項目）

第２条　シラバスの記載項目は，大学教育委員会の議を経て，決定する。

（実施）

第３条　シラバスは，本学で開講される全授業科目について，作成し，公開する。

２　シラバスの記載内容は毎年更新し，指定された期日・方法で提出又は入力する。

３　担当教員は，第１回目の授業において，該当科目のシラバスについて説明する。

（雑則）

第４条　この要項に定めるもののほか，シラバス作成に必要な事項は，大学教育委員会において定める。

附　則

この要項は，平成１９年４月１日から施行する。

出典：学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

別添資料 5-2-③-1：シラバス説明文（教員用）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、大学教育委員会における協議に基づき、「開講年度」「担当教員」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「聴講指定」「授業計画」「授業以外の学習」「成績評価の方法と基準」「教科書・参考文献」等の項目についてシラバスを作成し、作成の状況については大学教育委員会において組織的な検証を行って、学生が各授業科目の準備学修を進めるために基本となる内容のシラバスを適切に作成している。

以上のことから、全学教育機構では、適切なシラバスが作成されていると判断しうる。

５－２－④　基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、基礎学力、特に英語力不足の学生への配慮として、以下の事項を組織的に行うことにしている。全学教育機構では、本学の 1 年次生及び 2 年次生のすべてを対象に、TOEIC-IP を用いた英語能力検定試験を実施することにしているが、この試験結果を基に、英語において 1 年次後学期から習熟度別クラス編成を行うことにしている（資料 5-2-④-1）。その際、英語力不足が認められるクラスの学生に対しては、e-ラーニングを用いて補習用の学習プログラムによる授業外学習を課すことを計画している。

資料 5-2-④-1　英語における習熟度別クラス編成「英語応力検定試験実施要領」

佐賀大学における全学統一英語能力テスト実施要項

平成２５年４月２４日
副　学　長　制　定

（活用方法）

第３　英語能力テストは，次に掲げる事項に活用することができる。

(1) 習熟度別クラス編成を行うための判定試験
(2) 授業科目の成績評価への一定割合の反映
(3) 英語の学修成果の測定
(4) 外国語能力検定試験の単位認定
(5) 外国の大学への留学に関する学内選考の基準
(6) その他活用が適当と認められる事項

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/916.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、英語教育において習熟度別クラスを設け、基礎学力、特に英語力不足の学生への対応を図ることを計画している。

以上のことから、全学教育機構では、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われていると判断しうる。

５－３　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業判定が適切に実施され、有効なものになっていること。

５－３－①　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は全学共通教育を担当する組織であり学位を授与しないため、該当しない。

５－３－②　成績判定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、佐賀大学学則第 22 条（資料 5-3-②-1）及び「佐賀大学成績判定等に関する規程」（資料 5-3-②-2）に基づき、「平素の学修成績、出席状況、学習報告、論文及び試験等によって」成績を判定することにしている。各授業科目の成績評価方法については、授業シラバスにおいて「成績評価の方法と基準」として具体的に記載しており、小レポート、小テストなどの成績と定期試験の成績をどのくらいの割合で成績評価に反映させるかを明示している。授業シラバスは、ウェブサイトに掲載して学生への周知を図るとともに、「履修の手引き」に「オンラインシラバス（授業概要）の参照方法」を掲載し、学生にシラバスの検索を促している（参照資料 5-3-②-1：「平成 25 年度全学教育機構履修の手引き」3 頁及び 45－6 頁を参照のこと）。

なお、全学教育機構では、平成 24 年度においては授業科目を開講していないため、成績評価は行っていない。

資料 5-3-②-1　佐賀大学における成績判定の規定

佐賀大学学則

（成績の判定）

第 22 条　学生が一の授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績は，秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし，秀・優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

出典　佐賀大学ウェブサイト

〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html〉

資料 5-3-②-2　佐賀大学成績判定等に関する規程

佐賀大学成績判定等に関する規程

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　成績判定及び試験等に関する事項は，佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（成績の判定・評価基準）

第２条　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行う。

２　成績は，秀・優・良・可・不可の評語をもって表し，100 点満点中 90 点以上を秀，80 点以上 90 点未満を優，70 点以上 80 点未満を良，60 点以上 70 点未満を可，60 点未満を不可とし，秀・優・良・可を合格とし，不可を不合格とする。

（試験）

第３条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。
２　定期試験の時間割は，少なくとも１週間前に公示する。
（成績の取消し）
第４条　一度判定された成績は，取り消すことができない。
（合格科目の再履修）
第５条　学生は，一度合格と判定された授業科目については，再履修をすることができない。
（定期試験における不正行為）
第６条　学生が定期試験において不正行為をしたときは,当該学生がその定期試験期間中に受験した全ての試験科目の成績を無効とする。
（実験等における不正行為）
第７条　学生が実験，実習，学修報告，論文又は平素の試験等において不正行為をしたときは，当該実験，実習，学修報告，論文又は平素の試験等に係る科目の成績を無効とする。

附　則
１　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。
２　第３条，第６条及び第７条の規定にかかわらず，各学部等において特段の定めがある場合においては，当分の間，その定めるところによる。
附　則
１　この規程は，平成１９年４月２０日から施行し，平成１９年４月１日から適用する。
２　平成１９年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/352.html〉

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 5-3-②-1：オンラインシラバス（授業概要）の参照方法（『平成 25 年度全学教育機構履修の手引き』45・６頁〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tebiki_kyoyo_h25.pdf〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、大学が定める成績評価判定基準を基に成績判定を行う計画であり、また各授業科目については、小レポートや小テスト、定期試験などをどのような割合で成績判定に反映させるかについての成績評価方法をシラバスに具体的に記載している。さらに全学教育機構では、シラバスをウェブサイトに掲載するとともに、「履修の手引き」にシラバスの検索方法を掲載するなど、学生のシラバス活用を促す工夫を行っている。

以上のことから、全学教育機構では、成績評価基準が組織として策定されており、学生への周知及び基準に従っての成績評価を行う体制が整備されていると判断できる。

５－３－③　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、成績評価の客観性、厳格性を担保するため、授業シラバスにおいて「開示する試験問題等」記載することにしている（前掲別添資料 5-2-③-1：シラバス説明文（教員用）3～4 頁を参照のこと)。この開示する「試験問題等」には「試験問題の解答、解答例または出題の

意図」や「レポート等の解答例または出題の意図」などが含まれている。全学教育機構ではまた、本学の「成績評価の異議申立てに関する要項」（資料 5-1-③-1）に基づき、「成績評価の異議申立てに関する申合せ」（資料 5-3-③-2）を制定し、成績評価に関する学生の意義申立てに対処する体制を整えている。学生からの成績評価に関する異議申し立ては、教務課を窓口とし、授業科目を開設する部会の部会長等による学生との協議、副機構長等による調査委員会の設置、運営委員会における審議等の手続きを以て対応・措置することにしている。

資料 5-3-③-1　成績評価の異議申立てに関する要項

成績評価の異議申立てに関する要項

（平成 19 年 1 月 30 日制定）

1　全授業科目において、担当教員は、成績評価に用いた答案、レポート等を成績通知後から３か月間保存するものとする。
2　学生は、成績通知後、１か月以内（やむを得ない事情がある場合は、２か月以内）に担当教員に申し出て、自己の提出した答案、レポート等を確認することができる。
3　学生は、成績評価に質問又は異議がある場合には、成績通知後１か月（やむを得ない事情がある場合には、２か月以内）に担当教員に申し出ることができる。担当教員との協議によっても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議ができない場合には､学生は学部長(教養教育科目にあっては、全学教育機構長又は教養教育運営機構長、大学院の授業科目にあっては研究科長とする。以下同じ。）に異議を申し立てることができる。
4　前項後段の異議の申立てがあった場合は、学部、全学教育機構、教養教育運営機構及び研究科の教育に関する委員会において申立ての内容等を調査・検討する。その結果を踏まえて、学部長は、教授会（教養教育科目にあっては全学教育機構運営委員会又は教養教育運営機構協議会、大学院の授業科目にあっては研究科委員会（工学系研究科にあっては研究科教授会。）以下［教授会等］という。）の議を経て、対応を決定する。
5　前項の教授会等の審議結果は、当該学生に通知する。また、当該科目の評価に要する情報、答案、レポート等は、教授会等の議が終了するまで保存するものとする。

附　則

この要項は、平成 19 年月 1 日から実施する。

附　則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附　則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

出典『学生便覧』（平成 25 年度）140 頁＜http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2013.pdf＞

資料 5-3-③-2　全学教育機構における成績評価の異議申立てに関する申合せ

成績評価の異議申立てに関する申合せ

（平成２５年３月２９日全学教育機構運営委員会決定）

佐賀大学全学教育機構（以下「全学教育機構」という。）は，成績評価の異議申立てに関する

要項（平成１９年1月３０日制定。以下「要項」という。）に定めるもののほか，異議の申立てがあった場合の対応に関し，次のとおり申し合わせる。

１　要項による異議の申立ての文書（以下「申立書」という。）は，教務課で受け付ける。
２　申立書には，申立人の所属学部，学籍番号，氏名，連絡先，科目名，担当教員名及び申立ての理由を記入するものとする。
３　教務課は，申立人が担当教員との協議を望まない場合，又は協議が困難である場合を除き，申立人と担当教員の協議の場を設け，当事者間で協議するものとする。その際，全学教育機構の関連部会の部会長又はその代理人（以下「部会長等」という。）が立ち会うものとする。
４　教務課は，協議の内容について，立ち会った部会長等の確認を経て協議内容報告書を作成する。
５　部会長等は，申立人が担当教員との協議を望まない場合，又は協議が困難である場合は，申立人及び担当教員から個別に事情を聴取し，この結果に基づき各当事者と協議する。
６　教務課は，事情聴取及び協議に立ち会い，報告書を作成する。
７　３項及び５項の協議によっても疑義が解消しない場合は，申立人は，佐賀大学全学教育機構長（以下「機構長」という。）に異議の申立てを行うことができる。その場合，教務課は，申立書及び協議内容報告書又は前項の報告書を機構長に提出するものとする。
８　前項の申立てがあった場合，機構長は，佐賀大学全学教育機構企画委員会で手続等を確認した後，佐賀大学全学教育機構副機構長（以下「副機構長」という。）に調査を依頼する。
９　前項の依頼があった場合，副機構長は，担当教員から答案，レポートその他成績判定に用いた資料等の提出を求め，佐賀大学全学教育機構部会長会議（以下「部会長会議」という。）を開催し，申立ての内容と成績評価の適否に関し調査を行う。その際，必要に応じて，副機構長又は副機構長が指定する部会長等は，担当教員及び申立人と面接し事情を聴取する。
１０　前項の調査において，部会長会議は，成績評価の適否等に関し疑義が生じ専門的な観点から鑑定する必要が生じた場合，関連する分野の教員（担当教員を除く。）による調査委員会を設け，その助言を求めることができる。
１１　部会長会議は，申立内容の妥当性について，機構長に文書で報告する。
１２　前項の報告があった場合，機構長は，佐賀大学全学教育機構運営委員会に諮り，対応を決定する。
１３　佐賀大学全学教育機構運営委員会は，別に定める基準に基づき，審議するものとする。
１４　機構長は，前項の決定を申立人に文書で通知する。前項の決定が，成績判定の変更を要するものである場合，機構長は，担当教員に，変更措置を求めるものとする。
１５　前項の変更措置について担当教員が応じない場合，機構長は，学長及び担当教員の所属する部局の長に申し出て，対応を協議する。

附　則
１　この申合せは，平成２５年４月１日から実施する。
２　平成２５年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，この申合せを適用しない。

出典　学務部教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、解答例や出題の意図などの開示を以て成績評価の客観性を担保し、また「成績の異議申立てに関する申合せ」を制定して成績評価の厳密性を担保している。

以上のことから、全学教育機構では、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置を講じる制度を整えていると判断しうる。

（2） 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○ 体系的・順次的に作られた「佐賀大学学士力」に沿って、教育カリキュラムが編成されている。

○ 学生に体系的な科目履修を促すために、履修モデルが提示されている。

○ 海外での学修経験を積みたいという学生のニーズに応えて留学支援英語教育カリキュラムが作られているとともに、学生の多様な学習ニーズに応えるべく、教育カリキュラムに全学共通の教育プログラムを組み込んでいる。

○ 大学と社会との接続を図るべく、インターフェース科目が設定されている。

【改善を要する点】

○ インターフェース科目等で活用するアクティブ・ラーニングの手法の開発を進める必要がある。

（3） 基準5の自己点検・評価の概要

全学教育機構では、本学が独自に定める佐賀大学学士力に沿って教養教育についての教育課程編成・実施の方針を定め、本方針に基づいて教育課程を体系的に編成している。教育課程は、英語能力検定試験や留学支援英語カリキュラムの導入、インターフェースプログラムの導入、デジタル表現後術者養成プログラムなどの分野横断的プログラムの導入など、学生の多様なニーズに配慮して編成している。また、こうした教育課程においては、授業の内容に応じて、ICTを活用した同期型遠隔授業や講義と演習とを組み合わせた授業など、教育課程にふさわしい授業形態・学習指導法を用いるとともに、授業外学習の指示を含む適切なシラバスを作成し、単位の実質化に配慮している。全学教育機構では、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程が編成され、適切な教育方法によって教育を実施する体制が整えられている。

基準６　学習成果

基準６については、全学教育機構では、平成 23・24 年度においては教育を実施していないため、該当しない。

基準７　設備及び学生支援

基準 7 については、全学教育機構では平成 23・24 年度においては教育施設・設備を管理しておらずまた教育を実施していないため、該当しない。

基準８　教育の内部質保証システム

（１）　観点ごとの分析

８－１　教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

８－１－①　教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質の向上を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図る体制が整備され機能しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、平成 23・24 年度においては教育を実施しておらず、教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料の収集・蓄積は行っていない。全学教育機構では、平成 25 年度から全学共通教育を開始するため、データや資料の収集・蓄積及び教育活動の状況及び学習成果の自己点検・評価及び検証を行うための組織として、全学教育機構部門長会議を設置している。部門長会議は、「個人評価、自己点検評価、法人評価、その他の評価及び評価結果に基づく改善に関する事項」を協議することにしている（資料８-1-①-1)。

資料 8－1－①－1　全学教育機構における自己点検・評価の検討組織

佐賀大学全学教育機構組織運営規程

（平成２４年３月２８日制定）

（部門長会議）

第９条　機構に，部門長会議を置く。

２　部門長会議は，部門長をもって組織する。ただし，必要に応じて，構成員以外の者を加えることができる。

３　部門長会議は，機構長が招集し，議長となる。ただし，副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。

４　部門長会議は，機構の組織運営に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに，次に掲げる事項を協議する。

(1) ファカルティ・ディベロップメントその他教員組織の活性化に関する事項

(2) 個人評価，自己点検評価，法人評価，その他の評価及び評価結果に基づく改善に関する事項

(3) 教育情報及び広報活動に関する事項

(4) 予算，施設設備及び環境衛生に関する事項

(5) 併任の教員の選定に関する事項

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、平成 23・24 年度は教育を実施していないため、学習成果についての自己点検・評価は行ってはいないが、平成 25 年度の教育実施に向けて、自己点検・評価等を行う体制を整備している。

８－１－②　大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、教職員の意見を全学教育機構教員会議（資料 8-1-②-1）において聴取するほか、部門長会議、部会長会議等における協議において機構長が教職員の意見を聴取し、教育の質の改善・向上に活かしている。

資料 8-1-②-1　教職員の意見の聴取

佐賀大学全学教育機構規則

（平成２３年３月２３日制定）

（教員会議）

第１８条　機構に，機構長が機構の業務に関し意見聴取及び連絡調整を行うため，教員会議を置く。

出典　佐賀大学規則集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、教職員の意見を全学教育機構教員会議、部門長会議、部会長会議等における協議において機構長が聴取し、教育の質の改善・向上に活かしている。

８－１－③　学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形でいかされているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」（参照資料 8-1-③-1）に基づき、全学教育機構が作成した「平成 23・24 年度自己点検・評価書」について、学外者２名による検証を受けている。平成 23・24 年度の全学教育機構についての自己点検・評価書には極めて厳しい評価を頂き、これらの学外評価委員の意見は、部門長会議において協議し、記載内容の整理・改善に反映させている（資料 8-1-③-1）。

資料 8-1-③-1　平成 23.24 年度全学教育機構自己点検・評価結果による改善

外部評価でのコメント	改善等の対応
機構長について：専任の理事（副学長）が機構長を務める理由と、教養教育運営機構との異同を具体的に示す必要があります。「機構長は、機構の業務を掌理する」だけでは、具体像が見えません。	基準 2 教育研究組織（2-1）に、副学長が機構長を務める理由を加筆する。
専任教員について：専任教員の具体的な位置づけが掴めません。専任教員を配置した理由、人数、職務、等についての詳しい説明が必要です。	基準 3 教員及び教育支援者（3-1）に、専任教員の位置づけを加筆する。
専任教員、併任教員、学内協力教員の違いと相互関係を、もう少し分かりやすく記してください。	基準 3 教員及び教育支援者（3-1）に、専任、併任、協力教員の役割関係を加筆する。
新しい教養教育の目玉とも言えるインターフェース領域についての説明が不足しています。	基準 5 教育内容及び方法（5-2）に、インターフェース科目の目的等を加筆する。
高等教育開発室と情報通信技術活用教育支援	高等教育開発室及び情報通信活用教育支援室につい

室についての説明が足りません。	て、追記する。
表紙に、大学名を記す。「平成 23・24 年度」の意味が曖昧なので削除するか、カッコに入れて、タイトル「自己点検・評価書」の下に記す。あるいは、対象年度は表紙には記さず、本文中に記す。	「平成 23・24 年度」の表記については、タイトルの下にカッコに入れて記すように改める。
「全学教育機構」の設置目的等をアピールするために、機構長挨拶を掲載するのが望ましい。	機構長挨拶の加筆について、検討する。
基準１では、「大学の目的」と「教養教育の目的」との関連を踏まえながら、「全学教育機構」が担う教養教育の現在の姿を分かりやすく示すべき。	基準 1 について、大学評価・学位授与機構が定めた観点のみの記載とする。
基準６　学習成果、基準７　施設・設備及び学生支援、基準８　教育の内部質保証、基準９財務基盤及び管理運営の記載がありません。	全学教育機構は、平成 24 年度においては教育を実施しておらず、また教養教育に関する施設を管理していない。基準 6,7,8,9 を設け、省略した理由を記載する。
「優れた点」と「改善を要する点」を対比して読み比べると、相矛盾している感の記述があります。ご検討ください。（表３を参照） 例１：基準３　専任教員のバランス 例２：基準４　インターフェース教育手法	例 I については、修正を検討する。 専任の教員のバランスについては、運営上改善を要する点であり、対応を検討する。 例 2 については、記載内容を検討し、修正する。 インターフェース教育手法の問題は、教育方法に改善を要する点であり、改善方法を検討する。
基準１の記載内容は、「大学の目的」の「優れた点」にはなっていません。	学士課程教育の質保証に資するという全学教育機構の目的や、「佐賀大学学士力」の設定、及び教育開発機能を有する点は、本学の教養教育にとって特色であり重要な点だと考えている。
基準２の記載内容は、「教育研究組織」の「優れた点」にはなっていません。	全学教育機構長に副学長を配置している点や、専任の教員及び併任の教員を配置して責任部局としての機能を強化している点は本学の教養教育を担う組織としての特色であり、重要な点だと考えている。
基準１、２、３、４、及び９に記されている「改善を要する点」は、全学教育機構を制度設計する段階で解決しておくべきことです。	「改善を要する点」については、修正を検討する。
全学教育機構発足までの短期間において、組織運営、人事、カリキュラム編成、時間割作成等を確立したことは大変評価されるのではないでしょうか。 　その中で、2 点ほど問題を提起しいたします。そのひとつは、教養教育運営機構を廃止して新しい組織を確立したので、その理由、改善点（特にカリキュラム）を明確に示した方がよろしいのではないでしょうか。二つ目として、目的である①共通教育②高等教育開発③情報	（1）教養教育運営機構から全学教育機構への移行の理由及び改善点について、両機構の「自己点検・報告書」が連続したものとしてご理解できるように改善する。 （2）高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室について、加筆する。

通信技術の活用支援でありますが、②の内容がないのではないか。高等教育開発はこれからの事項であるのでしょうが、目的なり目標を示した方がよろしいのではないでしょうか。	

出典　学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 8-1-③-1：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則
〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に基づく学外者による検証を受け、教育方法等の改善を行っている。

以上により、全学教育機構では、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている、と判断しうる。

８－２　教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

８－２－①　ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、高等教育開発室が全学の教職員を対象に FD・SD 事業を企画・実施しているが、平成 24 年度は「なぜアクティブラーニングなのかー実践方法と最先端課題ー」（平成 25 年 1 月 22 日、講師：溝上慎一・京都大学高等教育研究開発推進センター）題した講演会を開催し、31 名の教職員が参加した。31 名の参加者中、全学教育機構所属の教職員は 6 名であった。本事業は、全学教育機構が平成 25 年度から開始する「インターフェース科目」等の授業の方法に関するものである。

【分析結果とその根拠理由】

平成 24 年度については、全学教育機構の教職員をはじめ全学の教職員を対象とした FD・SD 講演会を実施している。講演会の内容を、教育の質の向上や授業の改善に結びつけることは、平成 24 年度以降の課題である。

８－２－②　教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、平成 24 年度においては教育を実施しておらず、教育補助者等の活用がないため、教育活動の質の向上を図るための研修等の取組は行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

平成 23・24 年度については、対象となる事項はない。

（２）　優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成 24 年度は、特記すべき事項はない。

【改善を要する点】

平成 24 年度は、特記すべき事項はない。

（３）基準８の自己評価の概要

全学教育機構では、自己点検・評価のための各種データの収集を行い、自己点検・評価報告書を作成している。また、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に従い、学外者による検証を受けるとともに、検証結果を教育改善に結びつけている。全学教育機構では、教育の状況について点検・評価し、教育活動の質の向上を図るための取組を行っている、と判断しうる。

基準９　財務基盤及び管理運営

９－２　管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

９－２－①　管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、全学教育機構規則において、副学長のなかからの学長による機構長指名、副機構長の配置、管理運営のための審議組織としての運営委員会の設置等、機構の管理運営に関する方針を定めている（資料 9-2-①-1)。機構は、入口（入試)、中身（カリキュラムの編成・実施)、出口（就職）を見通し、これらを一体化した全学教育システムの構築を設置目的の一つとしており、これを実現するためには、各学部や各センターとの連携強化が必要である。全学共育機構では、従来の組織形態と異なる目的を持った組織の運営には強力な教学ガヴァナンスを必要とするため、教育・学生担当副学長が機構長を務めている。

全学教育機構の管理運営に係る審議組織である運営委員会は、平成 23 年度においては、機構長（1 人)、副機構長（1 人)、各部門長（6 人)、及び本学の職員のうちから学長が指名した者（11 人）の 19 名をもって構成したが、平成 24 年度においては、機構長（1 人)、副機構長（2 人)、各部門長（6 人）に加え、各部会長（15 人)、高等教育開発室長（1 人)、情報通信技術活用教育支援室長（1 人)、各学部等から選出された者各 1 名（5 人)、及び本学の職員のうちから学長が指名した者（6 人）の 37 人の委員をもって構成し（資料 9-2-①-2)、機構における学務関連事項及び組織運営事項と各学部との連携・協力を図っている。また運営委員会には、学長指名の委員として学務部長が加わり、機構と事務組織との管理運営における連携に努めている。なお、運営委員会の審議事項のうち、規程の制定・改正等の全学に係わる重要な事項については、大学教育委員会及び教育研究評議会において審議若しくは報告を行っている。

全学教育機構の事務は、観点 3-3-①において既述の通り、学務部教務課が担当している。平成 23・24 年度には、学務部教務課に全学教育機構主担当の係長 1 名、主任 1 名、事務補佐員 1 名を配置したほか、教務事項については教務課教養教育主担当が担当している。教務に関する組織である部会長会議は機構長が議長を務める協議機関であるが（資料 9-2-①-3)、部会長会議で協議した事項のうち重要な事項については､機構長が運営委員会に提案して審議を行っている｡なお、全学教育機構に関する諸規則は、佐賀大学規則集に掲載するとともに、佐賀大学のウェブサイトを通じて公開している（資料 9-2-①-4）

学生に係わる危機管理に関しては、台風襲来等に際して休講措置をとることで学生の事故を防止しており、学生及び教職員の対応については「気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ」を制定して『学生便覧』（平成 25 年度版、146 頁、参照資料 9-2-①-1）や全学教育機構のウェブサイト（参照資料 9-2-①-2）に掲載して学生への周知を図っている。

資料 9-2-①-1　全学教育機構運営委員会の管理運営体制

全学教育機構規則 （機構長） 第６条　機構長は，副学長のうちから学長が指名したものをもって充てる。 ２　機構長は、機構の業務を掌理する。

（副機構長）
第７条　副機構長は、本学の教授のうちから機構長が指名したものをもって充てる。
２　副機構長は、機構長を助け、機構の業務を整理する。その管理運営に関する重要な事項を審議するため，佐賀大学全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会）
第１２条　機構に、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（事務）
第１９条　機構の事務は、学務部教務課が行う。

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html〉

資料 9-2-①-2　全学教育機構運営委員会の組織構成

全学教育機構規則

（組織）
第１４条　運営委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 部門長
(4) 部会長
(5) 高等教育開発室長
(6) 情報通信技術活用教育支援室長
(7) 各学部（理工学部を除く。）から選出された者　各１人
(8) 工学系研究科から選出された者　１人
(9) その他本学の職員のうちから学長が指名した者

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html〉

資料 9-2-①-3　部会長会議の構成及び協議事項

佐賀大学全学教育機構組織運営規程

（部会長会議）
第１０条　機構に，部会長会議を置く。
２　部会長会議は，部会長をもって組織する。ただし，必要に応じて，構成員以外の者を加えることができる。
３　部会長会議は，機構長が招集し，議長となる。ただし，副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。
４　部会長会議は，機構が実施する教育に関する事項について機構長の諮問に応じるとと

もに，次に掲げる事項を協議する。
(1) 教育プログラムの内容及び方法に関する事項
(2) 授業の改善及び教育の質保証に関する事項
(3) 学生の学習支援に関する事項
(4) 協力教員の委嘱に関する事項
(5) 非常勤講師の任用に関する事項
・・・

出典　佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html〉

資料 9-2-①-4　全学教育機構に関する諸規程

佐賀大学規程集
第 20 編　全学教育機構
佐賀大学全学教育機構規則
佐賀大学全学教育機構組織運営規程
佐賀大学全学教育機構教員選考規程
佐賀大学教養教育科目履修規程
佐賀大学教養教育科目履修細則
佐賀大学学部間共通教育科目履修規程
佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程
佐賀大学短期留学プログラム履修細則
佐賀大学教養教育運営機構の廃止及び廃止後の業務の承継に関する規則
佐賀大学全学教育機構在学者教養教育部会規程

出典：佐賀大学規程集〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/44.html〉

＜根拠となる資料・データ等＞
参照資料 9-2-①-1：気象警報発表時等における授業等の取り扱いに関する要項（『学生便覧』（平成 25 年度））〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2013.pdf〉
参照資料 9-2-①-2：気象警報発表時等における授業等の取り扱いに関する要項（ウェブサイト）〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/380.html〉

【分析結果とその根拠理由】
全学教育機構では、運営員会及び部門長会議を置いて機構長、副機構長、部門長等がそれぞれ役割を果たすとともに、３名の事務職員を配置し、また危機管理については本学の危機管理に関する規定に従って、機構の管理運営体制を整えている。
以上のことから、全学教育機構では、理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断しうる。

９－2－②　大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、平成 24 年度において、大学の構成員、その他学外者の管理運営に関する意見の聴取等は行っていない。

基準１０　教育情報等の公表
（１）観点ごとの分析

１０－１ 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

観点１０－１－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の目的は全学教育機構規則第 2 条に「「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的とする」と定めているが（参照資料 10-1-①-1）、この機構の目的は、学生に判り易い文章で『全学教育機構履修の手引き』の「佐賀大学の教育課程」（参照資料 10-1-①-2『全学教育機構履修の手引き』（平成 25 年度版）、65-8 頁）に記している。機構の目的はまた、機構のウェブサイトに掲載し、学生への周知を図っている（資料 10-1-①-1）。

資料 10-1-①-1　全学教育機構の目的（佐賀大学の教育課程）

教育課程の編成

本学の教養教育は、学士課程教育の質の保証に資することを目的とし、皆さんが、社会の一員として必要な教養を身につけ、自ら高い市民性を涵養することを教育理念としています。このような教育理念を実現するために、全学教育機構は、各学部と協議して教養教育の教育課程を編成し、全学教育機構（および一部は各学部）において実施します。教養教育の教育課程は、次のような内容の科目によって構成されます。また、各科目に含まれる授業科目については、佐賀大学の教養教育課程と佐賀大学学士力の表に示しています。これらの科目の概要については、「全学教育科目の概要 」で詳しく説明します。

出典：全学教育機構ウェブサイト〈http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04.html〉

〈根拠となる資料・データ等〉

参照資料 10-1-①-1：全学教育機構規則
〈https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html〉
参照資料 10-1-①-2：『全学教育機構履修の手引き』（平成 25 年度版）
〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tebiki_kyoyo_h25.pdf〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、機構規則において機構の目的を定め、『履修の手引き』において機構の目的を学生に周知するとともに、機構のウェブサイトへの掲載を通して適切に公表し、構成員に周知している。

以上より、機構の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断しうる。

観点１０－１－②　入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針が適切に公表され、周知されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は学士課程等を有しないため、入学者受け入れ方針及び学位授与の方針を定めていないが､本学の学士課程の教育の質を保証することを目的として共通教育を実施しているため、佐賀大学学士力に沿って､「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を定め、この方針に沿って教育カリキュラムを編成している。「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」は、全学教育機構のウェブサイトに掲載して公表するとともに、学生及び教職員への周知を図っている（資料 10-1-②-1）。

資料 10-1-②-1　教養教育についての教育課程編成・実施の方針

教育課程編成･実施の方針

1 基礎的な知識と技能の分野

教養教育において､文化と自然に関する授業科目（基本教養科目の自然科学と技術の分野、及び文化の分野）､現代社会と生活に関する授業科目（健康･スポーツ科目､及び基本教養科目の現代社会の分野）､言語･情報･科学リテラシーに関する授業科目（大学入門科目Ⅱ､外国語科目､情報リテラシー科目及び基本教養科目の自然科学と技術の分野）を､必修および選択必修として幅広く履修できるように配置する。

教養教育における言語･情報･科学リテラシーに関する教育科目は初年次から開講し､基礎的な汎用技能を修得した上で､専門課程における応用へと発展的な学習に繋げる。

2 課題発見･解決能力の分野

教養教育において､様々な課題を探求し､少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目を､初年次の必修として配置する（大学入門科目Ⅰ､Ⅱ）。また､現代的な課題を発見･探求し､問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を､必修として配置する（インターフェース科目等）。

3 個人と社会の持続的発展を支える力の分野

教養教育において､多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力､持続的な学習力と社会への参画力､及び高い倫理観と社会的責任感に関する授業科目を､必修として履修できるように配置する（インターフェース科目）。

出典　全学教育機構ウェブサイト< http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01a.html　>

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、教養教育についての教育課程編成・実施の方針をさだめ、機構のウェブサイトに掲載して公表して、学生及び教職員への周知を図っている。

以上から機構では、教育課程編成・実施の方針が適切に公表され、周知されていると判断しうる。

観点１０－１－③　教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、学校教育法施行規則第 172 条の２に定める公表すべき教育情報のうち、(3) 教員組織である部門の構成と配置されている教員教（氏名）、(5) 授業科目及び授業の方法、(7) 学生の教育研究環境（自学自習室、ＬＭ教室、学生ホールの整備状況）について、機構のウェブサイトにおいて公表している（資料 10-1-③-１a、資料 10-1-③-1b)。しかし、教員組織に関する情報については各教員の有する学位が、授業に関する情報については年間の授業計画が不足しており、また（6）学習成果の評価基準については、十分ではない。

本学では、「デジタル表現技術者養成プログラム」や「環境キャリア教育プログラム」といった全学共通の教育プログラムを、全学教育機構の教育カリキュラムを活用して実施する予定であるが、機構では、こうした教育プログラムについても、機構のウェブサイトにおいて情報を公表している（資料 10-1-③-2a、資料 10-1-③-2b)。

資料 10-1-③-1a　教員紹介

教員紹介

- 人文・芸術部門
- 社会科学部門
- 生命科学部門
- 自然科学部門
- 語学部門
- 健康・スポーツ科学部門

出典：全学教育機構ウェブサイト< http://www.oge.saga-u.ac.jp/teachers.html>

資料 10-1-③-1b　授業科目、授業の方法、及び自学自習室等の利用方法

自学自習スペース等の利用について

自学自習室

- 所在
- 利用方法

LM 教室等

- 授業での利用
- 授業以外の自主的な利用法とその内容
- 自習のための利用方法
- オーディオや AV ソフト、教材、参考書など

学生ホール

- 基本的な利用方法
- 自習のための利用方法

出典：全学教育機構ウェブサイト< http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_07.html>

資料 10-1-③-2a　デジタル表現技術者養成プログラム

デジタル表現技術教育プログラム

佐賀大学では、表現能力の豊かな創造的人材育成を目指し、2009 年４月より「デジタル表現技術者」の養成を目的とした「デジタル表現技術教育プログラム」を開講しました。全学部の学生を対象として開講されており、デジタルコンテンツ産業界を目指す人やデジタル表現技術を自分の研究領域に活用したい人、デジタル表現技術で文化や芸術表現を追及したい人のための新しい学習プログラムです。充実した環境と体系化されたカリキュラムにより、コンテンツ文化の理論から演習による作品制作の実践まで幅広く学ぶことができます。

このプログラムの専門科目である「デジタル表現技術教育科目群」は、形をつくることで本物のデジタル表現スキルを身につけるため、本格的な映像編集や３DCG 作成ができる専用ソフトを備えた高機能のパソコン（OS:Macintosh）を使って、Web や映像、CG、音響作品を制作する、演習を重視した内容となっています。

出典：全学教育機構ウェブサイト< http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04o.html>

資料 10-1-③-2b　環境キャリア教育プログラム

環境キャリア教育プログラム

環境教育と就業力育成の両立を目的とした教育プログラムです。
「省エネ・省資源コース」、「環境分析コース」、「環境管理コース」、「資源循環コース」の4つのコースがあり、「スキル」「マインド」「実践力」をキーワードに、環境関係の資格取得に向けた学習や学内活動実習、インターンシップを通して、幅広いフィールドで活躍する人材を育成します。

出典：全学教育機構ウェブサイト< http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04p.html>

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構機は、学校教育法施行規則第 172 条の２に定める公表すべき教育情報について、改善の余地を残しつつも、おおむね適正に公表を行っている。また、全学共通の教育プログラムに関する情報も積極的に行っている。

以上のことより、全学教育機構では、教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項を含む。）が、おおむね適生に公表されていると判断しうる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　在校生、教職員、市民の方を対象として、全学教育機構の目的、教育課程編成・実施の方針及び教育研究に関する情報を教職員、学生に周知している。

【改善を要する点】

○　教育情報の公開に関し、各教員の有する学位、授業に関する情報について改善する必要がある。

（３）基準１０の自己評価の概要

教養教育の目的は、全学教育機構ウェブサイトに掲載し、教職員及び学生に周知している。また、「デジタルコンテンツ・クリエーター科目」、「環境キャリア教育プログラム」などの全学共通の教育プログラムについても、全学教育機構ウェブサイトで公表している。

別添資料

別添資料一覧

基準 2

別添資料 2-2-②-1　運営委員会の主な審議事項（平成 23・24 年度）

別添資料 2-2-②-2　部会長会議の主な協議事項（平成 24 年度）

基準 3

別添資料 3-2-②-1　平成 24 年度教員個人評価報告書

基準 5

別添資料 5-1-③-1　教養教育科目に相当する放送大学における学修（単位互換によるもの）の認定のための審査内規

別添資料 5-2-③-1　シラバス説明文（教員用）

観点 2

別添資料 2-2-②-1：全学教育機構運営委員会における審議事項

（平成 23 年度）

回	開催日時	審議事項
第 1 回	4 月 13 日	○今後の検討の進め方について ○全学教育機構教養教育カリキュラム案への学部の意見の取り扱いについて ○定例の委員会について ○今後のスケジュール（案）について
第 2 回	6 月 9 日	○全学教育機構の運営について審議する組織の方向性について ○全学教育機構教養教育カリキュラム案への各学部の意見に対する回答（案）について ○全学教育機構教養教育委カリキュラム設計の方針（案）について
第 3 回	8 月 1 日	○全学教育機構の組織について ○佐賀大学全学教育機構教員選考規程（案）について ○全学教育機構部会（教育組織）の大枠について
第 4 回	10 月 4 日	○全学教育機構の司式及び運営体制について ○「全学教育機構規則」の改正について ○「全学教育機構教養教育委カリキュラム設計の方針」の修正について ○全学教育機構の当面のスケジュールについて
第 5 回	メール会議	○佐賀大学全学教育機構教員組織及び教育・支援組織の編成と教員配置の当面の方針（案）について
第 6 回	11 月 17 日	○佐賀大学全学教育機構教員組織及び教育・支援組織の編成と教員配置の当面の方針（案）について
第 7 回	12 月 22 日	○全学教育機構の専任及び併任教員の配置等人事計画について ○佐賀大学全学教育機構組織運営規程（案）について
第 8 回	1 月 30 日	○特別教育プログラムの実施に伴う新部会（インターフェース）の設置について ○佐賀大学全学教育機構規則（改正案）について ○佐賀大学全学教育機構組織運営規程（案）について ○協力教員の依頼について
第 9 回	2 月 20 日	○佐賀大学全学教育機構規則（改正案）について ○佐賀大学全学教育機構組織運営規程（案）について
第 10 回	3 月 5 日	○佐賀大学全学教育機構規則（改正案）について ○佐賀大学全学教育機構組織運営規程（案）について
第 11 回	3 月 28 日	○全学教育機構教員配置（4 月 1 日付）（案について ○教員の公募計画について ○全学教育機構運営委員会委員の構成（案）について ○学内各種委員会委員の選出について

出典　学務部教務課資料

（平成 24 年度）

回	開催日時	審議事項
第 1 回	5 月 21 日	○全学教育機構への配置換えに関する覚書（医学部）について ○教員採用に係る人事計画について ○併任の教員に係る人事計画について ○全学教育機構・教養教育運営機構の協議に関する申合せ（案）について
第 2 回	7 月 25 日	○全学教育カリキュラムに対する学部等の意見への回答について ○佐賀大学全学教育菊共通教育カリキュラム（案）について ○カンボジア王立プノンペン大学との学術交流協定について ○招へい教育職員（2 名）の雇用期間の延長について ○全学教育機構専任の教員の低位の予備下人について ○大学入門科目開設要項（案）について
第 3 回	9 月 4 日	○全学教育機構カリキュラムについて ○高等教育開発室暫定候補者の選定結果について ○職員の割愛について
第 4 回	9 月 20 日	○高等教育開発室の配置教員に係る暫定浩飛車の決定について
第 5 回	10 月 12 日	○情報通信技術活用教育支援室の採用人事に係る人事計画について ○全学教育機構専任の教員の退職に伴う教員の定数配置について ○全学教育機構の教養教育カリキュラム実施に伴う学則に一部改正について ○留学支援英語教育カリキュラム（案）について
第 6 回	11 月 29 日	○教員人事について ○日本技術者教育認定機構（JABEE）審査における全学教育機構に関する指摘について
第 7 回	12 月 20 日	○健康・スポーツ科学部門の教員公募（案）について ○専任の教員の退職等に伴う教員の定数配置についての協議に関する申合せ（案）及び全学教育機構の専任の教員の人事計画における優先順位に関する申合せ（案）について
第 8 回	1 月 16 日	○佐賀大学教養教育科目履修規程の改正について ○佐賀大学教養教育科目履修細則の改正について ○人事計画案について ○語学部門の教員公募要領（案）について ○平成 26 年度概算要求（特別経費等）の提出について
第 9 回	1 月 31 日	○情報通信技術活用教育支援室の配置教員に係る暫定候補者の選定結果について ○職員の割愛について
第 10 回	2 月 6 日	○情報通信技術活用教育支援室の配置教員に係る暫定候補者の決定について ○健康・スポーツ科学部門暫定候補者の選定結果について ○佐賀大学教養教育科目履修細則の改訂について ○佐賀大学学部間共通教育科目履修規程（案）について ○佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程に緒改正について
第 11 回	2 月 14 日	○健康・スポーツ科学部門暫定候補者の決定について ○教養教育運営機構管理下の建物等の平成 25 年度以降の管理及び名称について ○非常勤講師任用の際の年齢制限について

第 12 回	3 月 11 日	○平成 25 年度に向けての教員配置計画について ○教員選考に係る申合せについて ○平成 25 年度全学教育機構人事計画について ○平成 25 年度全学教育機構非常勤嶺任用計画について ○全学教育機構の内規及び申合せについて ○平成 24 年度教育研究強化基盤整備事業について
第 13 回	3 月 19 日	○平成 25 年度に向けての教員配置計画について ○教員選考に係る申合せについて ○平成 25 年度全学教育機構人事計画について ○平成 25 年度全学教育機構非常勤嶺任用計画について ○全学教育機構の内規及び申合せについて ○平成 24 年度教育研究強化基盤整備事業について ○語学部門の配置定員に係る暫定候補者の選考結果について ○外国人留学生の履修の特例に関する実施要項について ○授業科目「国際交流実習」に関する取扱要項について
第 14 回	3 月 29 日	○平成 25 年度に向けての教員配置計画について ○教員選考に係る申合せについて ○平成 25 年度全学教育機構人事計画について ○平成 25 年度全学教育機構非常勤嶺任用計画について ○全学教育機構の内規及び申合せについて ○平成 24 年度教育研究強化基盤整備事業について ○外国人留学生の履修の特例に関する実施要項について ○授業科目「国際交流実習」に関する取扱要項について ○語学部門の配置教員に係る暫定候補者の決定について ○基本教養科目受講者の選定に関する申合せ（案）について ○平成 25 年度前学期科目等履修生入学願について

出典　学務部教務課資料

別添資料 2-2-②-2：平成 24 年度全学教育機構部会長会議における協議事項

回	開催日時	協議事項
第 1 回	4 月 25 日	○学部等の「卒業に必要な教養教育科目の単位数」についての対応について ○全学教育機構カリキュラムについて ○インターフェース科目のプログラム履修制限について ○初年次教育部会から学部等への意見聴取について
第 2 回	5 月 31 日	○全学教育機構カリキュラム（案）について ○全学教育機構カリキュラムの授業担当者選定について
第 3 回	6 月 25 日	○カリキュラムの編成について ○全学教育機構追加の授業科目について（案） ○留学プログラム（英語）について
第 4 回	7 月 23 日	○全学教育カリキュラムに対する学部等の意見への回答について ○英語クラス（共通教育科目）の編成について ○留学支援英語教育カリキュラムについて ○全学教育幾機構カリキュラム開設計画（案）について ○協力教員委嘱についての学部等への説明について
第 5 回	8 月 10 日	○全学教育機構部会長会議活動スケジュール（案）について ○佐賀大学全学教育機構教養教育科目履修規程（案）について ○佐賀大学全学教育機構教養教育科目履修細則（案）について ○全学教育機構基本教養科目開設要項（案）について ○全学教育機構インターフェース科目開設要項（案）について ○ネット授業の開講について ○「デジタル表現技術者養成プログラム」基本教養科目の分野変更について
第 6 回	9 月 20 日	○全学教育機構カリキュラムについて ○ネット授業の開講について ○「デジタル表現技術者養成プログラム」基本教養科目の分野変更について ○「全学教育機構教育カリキュラム開講計画」（案）について ○「全学教育機構併任の教員（平成 25 年度平成 28 年度）について
第 7 回	10 月 24 日	○英語教育科目「e-learningTOEIC」の新設について ○国際交流推進センターが企画する海外研修の単位化について ○「全学教育機構教育カリキュラム開講計画」（案）について ○佐賀大学全学教育機構教養教育科目履修規程（案）について ○佐賀大学全学教育機構教養教育科目履修細則（案）について ○佐賀大学学部間共通教育科目履修規程（案）について ○全学教育機構基本教養科目開設要項（案）について ○全学教育機構インターフェース科目開設要項（案）について
第 8 回	11 月 20 日	○規則及び細則等の改正及び制定について ○平成 25 年度全学教育機構併任の教員の配置について ○留学支援英語教育カリキュラムの授業科目名の変更について

		○全学教育機構のコースナンバリングについて ○全学教育機構の専任の教員配置に関する要望について
第 9 回	12 月 17 日	○カリキュラム開講計画について ○諸規程について ○開設要項について ○平成 25 年度全学教育機構時間割について ○平成 25 年度履修の手引きについて ○HP における教務関係の内容について
第 10 回	12 月 27 日	○授業科目開講計画について ○諸規程について ○開設要項について ○平成 25 年度全学教育機構時間割について ○平成 25 年度全学教育機構履修の手引きについて ○その他 ・e-TOEIC の開設とその利用について ・初年次教育部会副部会長の選出について ・シラバスの作成について
第 11 回	1 月 30 日	○全学教育機構教務関係内規等の制定について ○平成 25 年度全学教育機構履修の手引きについて ○全学教育機構教育カリキュラム開設計画（案）について ○新規開設科目について ○平成 25 年度以降の各部会員について
第 12 回	2 月 22 日	○全学教育機構教務関係内規等の制定について ○平成 25 年度非常勤講師の任用計画について ○「平成 25 年度全学教育機構履修の手引き」について ○平成 25 年度シラバス作成について ○インターフェースプログラム受講者選定方法について ○全学教育機構教育カリキュラム履修方法等の学部への説明について ○全学教育機構のリーフレットについて
第 13 回	メール会議	○平成 25 年度非常勤講師任用に係る選考委員会の設置について ○選考委員の選出について

出典　学務部教務課資料

別添資料３-2-②-1：平成 24 年度教員個人評価報告書

全学教育機構

1. 個人評価の実施状況

(1)　教員数、業績評価対象者数、個人評価提出者数

区分	教員数	業績評価対象者数	個人評価提出者数
専任の教員	14 名	14 名	11 名
招へい教育職員	5 名		
特任の教員	3 名		
合計	22 名		

1）全学教育機構の教員異動

平成 24 年度 4 月 1 日に発足した全学教育機構（以下「機構」という。）の当初の教員数は、専任の教員 13 名、招へい教育職員 5 名、特任の教員 4 名の計 22 名であったが、専任の教員については、平成 24 年 10 月 1 日に講師 1 名が着任し、14 名となった。この新規に着任した教員が機構所属の特任の教員であったため、特任の教員の数は 3 名となった。

2）業績評価対象者数

機構所属の教員のうち、招へい教育職員（いわゆるネイティブ教員）及び外部資金による各種事業のために任期を付して任用された特任の教員については、前年度まで所属していた部局において業績評価対象者としていなかったため、平成 24 年度についても業績評価対象者から外し、平成 24 年度業績評価対象者は専任の教員 14 名とした。

3）個人評価提出者

業績評価対象者のうち、平成 25 年 4 月 1 日付で 1 名が定年退職し、2 名が他大学に転出したため、個人評価の提出者は 11 名となった。なお、この 11 名のうち、平成 24 年 10 月 1 日に着任した 1 名は、10 月以降の業績について提出した。

(2)　教員個人評価の実施概要

1）評価組織の構成

役　職	氏　名
全学教育機構長	瀬口　昌洋
全学教育機構副機構長	滝澤　　登
全学教育機構副機構長	諸泉　俊介

2）評価の内容・方法と経緯

① 平成 24 年度の個人評価は、「佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準」（平成 25 年 7 月 24 日制定）に基づき、5 つの領域（教育、研究、国際交流・社会貢献、組織運営、機構の業務）について行った。

② 平成 25 年度第 3 回全学教育機構教員会議（平成 25 年 7 月 24 日開催）において、全学教育機構長より、平成 24 年度の活動報告書及び自己点検評価書を、平成 25 年 8 月末日までに提出するよう依頼した。
③ 平成 25 年 12 月 6 日、提出された活動報告書及び自己点検評価書について、上記の評価組織において審査を行うとともに、問題点等についての検討を行った。
④ 評価対象となる全教員の個人評価を行った結果、各教員による自己点検・評価の結果は、概ね妥当であると判断した。
⑤ 平成 25 年 12 月 10 日、全学教育機構長より対象教員に対し、個人評価結果を通知した。その際、評価結果に対して不服がある場合には、通知後 2 週間以内に不服申立書を全学教育機構長あてに提出するよう付記した。
⑥ 不服申し立てを行った教員はいなかった。

2. 評価領域別の集計・分析と個人点検評価

(1) 教育の領域

1）教育の領域における実績の集計と分析

【授業担当】

① 実績の集計

- 科目区分別授業担当科目数

科目区分	授業担当科目数	平均担当科目数	構成比
教養教育科目	13.9	1.3	13.6
外国人留学プログラムのための授業科目	45.6	4.2	44.6
専門教育科目	34.1	3.1	33.4
大学院教育科目	8.4	0.8	8.2
合計	102.1	9.3	100.0

注：担当授業科目数は、担当コマ数（90 分）の合計を、15 コマ＝1 授業科目に換算した。

- 担当科目数別教員数

担当授業科目数	教員数（人）				
	教養教育科目	外国人留学プログラムのための授業科目	専門教育科目	大学院教育科目	全授業科目
2 科目以下	9		1	4	1
3～5 科目	2		2	1	2
6～10 科目		2	3		2
10 科目以上		2			6
合計	1 1	4	6	5	1 1

注：担当授業科目数は、担当コマ数（90 分）の合計を、15 コマ＝1 授業科目に換算した。

② 実績の分析

- 平成 24 年度における機構は新カリキュラムの立ち上げ時期であり、機構の開講科目は外国人留学プログラムのための授業科目のみであったため、本科目の担当教員（4 名）以外の教員は、教養教育運営機構開設の教養教育科目、各学部開設の専門教育科目及び各研究科開設の授業科目を担当した。平成 24 年度に機構の教員が担当した授業科目は、外国人留学プログラムのための授業科目が 45%と最も多く、専門教育科目も 33%と多くを占めた。教養教育科目は主に教養教育運営機構の主題科目であるが、この科目は 14%を占めるに留まった。
- 平成 24 年度における機構所属教員の担当授業科目数は、総計で 102.1 科目、1 教員当りの平均は 9.3 科目である。
- 機構においては機構独自の業務もあり、各教員の担当授業科目数には跛行性があるが、10 科目以上を担当した教員が半数を超えており、こうした教員の教育に関するエフォートは限界に近い水準にある。
- 各教員の科目別授業担当状況では、教養教育科目についてはすべての教員が 1～2 科目を担当しているが、中には 4 科目を担当した教員もいる。外国人留学プログラムのための授業科目は機構で開設する科目であり、機構所属の教員 4 名が 9～17 科目（クラス）を担当している。専門教育科目は 6 名の教員が 1～9 科目を担当した。また大学院教育科目は 5 名の教員が 1～3 科目を担当した。
- 以上のような実績から、機構所属の教員の教育に関する業務に関しては、極めて妥当な状況にあると判断できる。

【重点的教育支援】

① 業績の集計

区分	対象教員数（人）	実施教員数（人）	実施率（%）
オフィスアワーの開設	１１	１１	100.0
シラバスの作成	１１	１１	100.0
厳格な成績評価	１１	１１	100.0
授業外学修時間の確保	１１	１１	100.0

② 業績の分析

- 機構では、オフィスアワーの開設、シラバスの作成、厳格な成績評価、及び授業外学修時間の確保（シラバスにおける授業外課題の指示）の４項目を重点的教育支援と位置づけている。この４項目については、平成２４年度に授業を担当した教員全員が実施した。

【教育改善】

① 業績の集計

区分	実施件数	実施教員数（人）
授業方法の改善	２８	１１
教材開発・作成	１０	6
ＴＡ／ＲＡの活用	4	2
ＦＤ活動	１２	7
合計	５４	

② 特記すべき教育改善事例

- グループワークを導入して、アクティブラーニングを試みた。
- 受講生自らが設定する課題や調査を充実させるため、グループワークの時間と巡回の時間を増やした結果、優れたプレゼンテーションを行う受講者が見られた。
- 講義ごとに講義内容を記す小レポートを課し、添削して学生に戻すことで、授業内容の定着を促した。また感想を書かせることで、授業内容に関わる課題の発見を促した。
- フィールドワーク型のアクティブラーニングを行った。
- レスポンス・ペーパーの添削・公表による双方向型教育を実施した
- 佐賀大学職員等へのインタビューを導入し、学生の主体的な学びを促した。
- e-ラーニングを活用し、学習効果を高めた。
- （外国人留学生を対象とする授業科目で）日本人学生に毎週出席してもらい、会話練習の相手をするなど、留学生の日本語能力向上を促した。
- 共同教育の手法を導入し、アクティブラーニングを行った。
- 授業で PPT や ipad を用い、効果的なアクティブラーニングを行った。

③ 業績の分析

- 平成 24 年度に教員が何らかの形で教育改善を行った事例件数は 54 件に上る。単純に平均すれば、教員 1 に当りの実施件数は約 5 件である。
- 教育改善の活動で最も多いのは「授業方法の改善」であり、全体で 28 件に上っている。この中では、上記②に掲げたような、アクティブラーニングを指向するユニークな取り組みが数多く行われた。また、教育改善には、機構の教員のすべてが取り組んだ。
- 「教材開発・作成」や「ＦＤ活動」はそれぞれ 10 件，12 件であり、半数以上の教員が何らかの形でこれらの活動に取り組んだ。ただ、「ＴＡ／ＲＡの活用」は 4 件と少なく、課題を残した。
- 以上のように、機構における平成 24 年度の教育改善への取り組みは、極めて良好であると判断しうる。

【学生指導】

① 業績の集計

	実施件数	実施教員数（人）
オフィスアワーにおける学生指導	９	９
指導学生数（人）	（９０）	
オフィスアワー外での学生指導	７	４
指導学生数（人）	（１４）	
論文作成指導	１１	６
クラブ活動顧問	３	２
その他の学生指導・教育支援	１０	６
合計	４０	

② 業績の分析

- オフィスアワーにおける学生の指導の実施件数は 9 件であり、ほとんどの教員が学生の指導を実際に行った。指導を行った学生数は 90 名とかなり多くの数に上っている。また、オフィスアワー時間外での学生指導の実施件数も 9 件と多く、指導学生数も 14 名に上っている。

- 学生の卒業論文・修士論文等の指導の実績は 8 件に上っており、機構の教員が、学部・大学院教育でも重要な役割を果たしていることが伺える。
- クラブ活動の顧問の実績は 2 件に留まっており、比較的に少ないように思われる。
- その他の学生指導、教育指導の実績は 13 件に上っている。機構の教員の多くは全学共通の教育プログラムや外国人留学生教育プログラムに関わっており、この項目での実績の多くは、こうしたプログラムにおいて必要とされる学習指導業務である。
- 以上のように、平成 24 年度における機構の教員の学生指導への取り組みは、極めて良好であると判断しうる。

2）教育の領域における教員の自己点検・評価の集計と分析

① 教育の領域における教員の重み配分

重み	教員数（人）	構成比（%）
０%～１９%	1	9.1
２０%～３９%	9	81.8
４０%～５９%	1	9.1
６０%以上	0	0
合計	１１	100.0

② 教育の領域における目標達成率

目標達成率	教員数（人）	構成比（%）
９０%～１００%	１０	90.9
８０%～８９%	1	9.1
７０%～７９%	0	0
６０%～６９%	0	0
６０%以下	0	0
合計	１１	100.0

③ 教育の領域における自己点検・評価の分析

- 教育の領域における教員の重み配分では、82%の教員が 20%～39%の重みを配分しており、30%あるいは 35%という重みを配分した教員が多かった。機構は、殊に教育活動に力を注いでいるため、この重み配分は妥当なものであると判断しうる。
- 年度当初の目標設定に対する目標達成率では、90%以上の達成率とする教員が 91%に上っている。このことは、機構のほとんどの教員が自覚をもって教育に当たっていることの現れであり、高く評価しうる。

(2) 研究の領域

1）研究の領域における実績の集計と分析

【著書・論文・学会報告】

① 業績の集計

区分		実施件数	実施教員数（人）
著書	単著	0	0

	共著	2	2
論文	単著	１１	5
	（査読付き）	(5)	
	共著	9	3
	（査読付き）	(7)	
学会報告		４6	8

② 業績の分析

- 平成 24 年度においては、単著の著書の出版はなかったが、共著の出版が 2 件あった。
- 論文は単著論文が 11 件、共著論文が 9 件で、合計 20 件であった。教員 1 人当たりでは 1.8 件となる。これらの論文のうち査読付き論文は、単著で 5 件、共著で 7 件の合計 12 件である。機構の教員数からすれば、それなりに多くの論文が公刊されていると評価しうる。
- 学会報告は 46 件であり、単純に平均すれば、教員 1 人当たり 4 件の報告が行われている。また学会報告を行った教員は、8 名であった。
- 以上より、機構の多くの教員が、質の高い研究を行っていると評価しうる。

【科研費等、外部資金の獲得】

① 業績の集計

区分		実施件数	実施教員数（人）
科学研究費	申請	8	7
	（採択）	（2）	2
受託研究		5	3

② 業績の分析

- 平成 24 年度対象の科学研究費補助金に申請した件数は 8 件（申請者は 7 名）であり、申請率は 63.6%であった。このなかで採択された件数は 2 件であり、採択率は 25%とあまり高くはない。
- 平成 24 年度における受託研究では、5 件を獲得した。
- 科研費への申請率、採択率は比較的に低いように思われ、今後、申請率、採択率を上げることが課題である。機構は教育に力点を置いているとはいえ、科研費に関しては、今一歩の努力を要すると判断しうる。

【その他の研究動向】

① 業績の集計

区分	実施件数	実施教員数（人）
プロジェクト研究・共同研究	１９	7
地域に密着した研究	8	4
研究成果等の社会への還元	9	5
研究成果等による知的財産の創出・取得	0	0
その他の研究業績	５７	１１

② 業績の分析

- 研究成果等による知的財産の創出・取得についての実績は残念ながら 0 件であったが、共同研

究の実績は 19 件、地域に密着した研究は 8 件、研究成果等の社会への還元は 9 件とかなり多い。また、プロジェクト研究・共同研究には、7 名の教員が取り組み、研究成果の社会への貢献についても、5 名の教員が取り組んでいる。

- 以上のことから、研究に対する機構の教員の研究への取り組みは、それなりに評価しうるものと思われる。

2）　研究の領域における教員の自己点検・評価の集計と分析

①　研究の領域における教員の重み配分

重み	教員数（人）	構成比（%）
０%～１９%	1	9.1
２０%～３９%	１０	90.9
４０%～５９%	0	0
６０%以上	0	0
合計	１１	100.0

②　研究の領域における目標達成率

目標達成率	教員数（人）	構成比（%）
９０%～１００%	6	54.5
８０%～８９%	1	9.1
７０%～７９%	1	9.1
６０%～６９%	1	9.1
６０%以下	2	18.2
合計	１１	100.0

③　研究の領域における自己点検・評価の分析

- 研究の領域における教員の重み配分では、91%の教員が 20%～39%の重みを配分しており、20%あるいは 25%という重みを配分した教員が多かった。機構の教員の研究への重み配分は、教育に比して 6%程度低いとはいえ、それぞれの教員が、研究の領域にも積極的に力を注ごうとする姿勢は、評価すべきものと判断しうる。
- 年度当初の目標設定に対する目標達成率では、90%以上の達成率とする教員が 55%に留まっている。この結果は、研究に関しては一層の努力を要するものと自己評価せねばならない。機構の教員はそれぞれ、研究業務にも主体的に取り組んでいる。とはいえ機構は、一般教育に加えて国際教育及び全学的な教育支援という機能を有し、こうした業務に割くべき時間も多い。教員の間では、研究成果を論文等の形にする時間が不足であったという自己評価が比較的多く見られ、今後は、組織及び個人において、研究時間を自覚的に確保する努力が必要であるように思われる。

(3) 国際交流・社会貢献の領域

1）国際交流・社会貢献の領域における実績の集計と分析

【国際交流】

①　業績の集計

区分	実施件数	実施教員数（人）
国際的学術交流事業への協力貢献	3	3
留学生の受入・派遣・指導	4	4
学術交流協定を締結する大学との学生交流	2	2
英語版ホームページの設置	3	1
国際学会、国際シンポジウムの開催・参加	7	6
国際共同研究者の受入	0	0
制度・組織を利用した国際交流	1	1
国外との共同研究の推進	2	2

② 国際交流に関する特記事例

- JICA、NPO 法人と連携したミャンマーでの国際開発援助事業の支援。
- 短期留学プログラム（SPACE）留学生の受入、教育支援。
- コミュニケーションのための「読む」教材の開発及び読解困難点に関する海外研究者との共同調査。
- マレーシア人日本語学習者の読解能力に関するマレーシア人研究者との共同研究。

③ 業績の分析

- 平成 24 年度の国際交流の実績はそれほど多くはなく、1～4 件、実施教員も 1～4 人である。こうした中で、国際学会、国際シンポジウムの開催・参加は 7 件と高く、6 人の教員が実施した。機構では、機構の業務として国際交流推進センターへの協力があり、この領域では、それ以外の機構独自の国際交流が挙げられている点に注意を要する。
- 国際交流の具体的実績では、特記事項に掲げたような、活動が行われた。
- 以上から、平成 24 年度の国際交流は、それなりに活発な活動であったと評価しうる。

【社会貢献】

① 業績の集計

区分	実施件数	実施教員数（人）
国内での共同研究の実施	5	5
市民公開講座・開放講座の開設・実施	１７	4
地域の要請による授業・講演	１０	3
審議会や委員会、関連学協会等の活動	２６	5
地域産業や地域社会への知識・技術の移転	0	0
市民活動の支援	6	1
その他の社会貢献活動	１０	4

② 社会貢献に関する特記事項

- ICT 教育支援活動に関する学外機関との共同研究の推進。
- 佐賀県内の地方自治体と留学生との交流事業の支援。
- クローバル COE プログラムに関する学外研究者との共同研究。
- ゆっつら～と街角大学の主催。
- 市民公開講座の開設。

② 業績の分析

- 平成 24 年度の地域貢献活動では、地域産業や地域社会への知識・技術の移転の実施件数はなかったものの、審議会や委員会、関連学協会の活動の実施は 26 件、市民公開講座等の開設実施は 17 件と、比較的少数の機構教員の活動としては、極めて活発な実績であると高く評価しうる。②の特記事項に掲げたような、機構の教員が有する高度の専門知識を用いての活動は、極めて有意義な社会貢献を果たしている。
- とはいえ、実施した教員数は実施件数に比べて少なく、このことは、機構の地域貢献活動が、特定の教員に集中していることを示している。地域貢献活動を多くの教員に広げてゆくことが、機構にとっての課題として残った。
- 以上から、平成 24 年度の地域貢献活動は、改善すべき点もあるが、概ね順調であったと評価しうる。

2）国際交流・社会貢献の領域における教員の自己点検・評価の集計と分析

① 国際交流・社会貢献の領域における教員の重み配分

重み	教員数（人）	構成比（%）
０%～１９%	6	54.5
２０%～３９%	5	45.5
４０%～５９%	0	0
６０%以上	0	0
合計	１１	100.0

② 国際交流・社会貢献の領域における目標達成率

目標達成率	教員数（人）	構成比（%）
９０%～１００%	6	54.5
８０%～８９%	3	27.3
７０%～７９%	0	0
６０%～６９%	2	18.2
６０%以下	0	0
合計	１１	100.0

③ 国際交流・地域貢献の領域における自己点検・評価の分析

- 国際交流・地域貢献の領域における教員の重み配分では、55%の教員が 0%～19%の重みを、46%の教員が、20%～39%の重みを配分しており、大まかには、国際交流・地域貢献には、10%～25%程度の重みを配分している教員が多い。先にも指摘した通り、機構の教員は、一般教育、国際教育それに全学への教育支援を中心に行っており、こうした事情の下で、機構教員の国際交流・地域貢献への重み配分は妥当なものと評価しうる。
- 年度当初の目標設定に対する目標達成率では、90%以上の達成率とする教員が 55%に留まっている。この結果は、国際交流・地域貢献に関しては一層の努力を要するものと評価せねばならない。平成 24 年度には、目標達成率が 60%～69%の教員が二人いたが、目標を設定していたにも拘らず、突発的に入ってきた機構独自の業務に時間を取られた結果である。組織及び個人において、国際交流・地域貢献に費やす時間を計画的に確保する努力が必要であるように思

われる。

(4)　組織運営の領域

1）組織運営における実績の集計と分析

【大学及び機構の委員会等委員】

①　業績の集計（機構全体）

区分	実施実績
大学の委員会等委員	２９
機構内の委員会等委員	１４

②　業績の集計（教員別）

委員等の担当数（件）	教員数（人）	
	大学の委員会等委員	機構内の委員会等委員
0	3	3
1～2	3	6
3～4	1	2
5以上	4	0
合計	１１	１１

③　業績の分析

- 平成 24 年度における機構の教員の大学及び機構内の各種委員会への出動実績は、大学の委員会等が 29 件、機構内の委員会等 14 件であり、機構の教員数からすれば、特に大学の委員会等に関しては、極めて多いと言わざるを得ない。ただし、このことは機構がおかれた全学の教育支援という役割からすれば、やむを得ない事態である。
- しかし、出動した教員数からすれば、機構内の委員会等への出動機会がない教員が 3 名いることは、機構内での役割分担の平準化という課題を残しているものと評価しうる。
- 以上から、平成 24 年度の、機構教員の大学及び機構の委員会等委員としての活動は、課題を残してはいるものの、極めて活発であったと評価しうる。

【機構の組織運営】

①　業績の集計

区分	実施件数	実施教員数（人）
教員会議への出席	9	9
大学や全学教育機構が開催する行事への参加	9	4
機構の代表として学外への会議・研修への参加	2	2
その他	7	3

②　業績の分析

- 平成 24 年度において機構の教員会議は 10 回開催されたが、集計では 6 回以上出席した教員を十分な出席としてまとめている。教員会議への十分な出席は 9 人であり少し少ないが、組織の都合により、定期的日程以外での開催もあったため、このような結果になったものと思われる。

- 大学や機構が開催する行事への参加は、4 人の教員による 9 件の実績があった。また、機構の代表としての会議・研修への出席も 2 件の実績があった。
- 以上のことから、平成 24 年度における機構の教員の組織運営は、妥当な水準であると評価できる。

2）組織運営の領域における教員の自己点検・評価の集計と分析

① 組織運営の領域における教員の重み配分

重み	教員数（人）	構成比（%）
０%～１９%	6	54.5
２０%～３９%	4	36.4
４０%～５９%	1	9.1
６０%以上	0	0
合計	１１	100.0

② 組織運営の領域における目標達成率

目標達成率	教員数（人）	構成比（%）
９０%～１００%	9	81.8
８０%～８９%	0	0
７０%～７９%	1	9.1
６０%～６９%	0	0
６０%以下	1	9.1
合計	１１	100.0

③ 組織運営の領域における自己点検・評価の分析

- 機構運営の領域における教員の重み配分では、55%の教員が 0%～19%の重みを、36%の教員が 20%～39%の重みを、1 名の教員が 40%～59%の重みを配分しており、大まかには、組織運営に 15%～20%程度の重みを配分している教員が多い。平成 24 年度は機構の発足年度であり、機構の運営も手探りの状態であった。従って組織運営における各教員の役割分担が十分に機能したとはいえず、業務が一部の教員に集中してしまったことは否定できない。こうした事情の下で、機構教員の組織運営への重み配分は妥当なものと評価しうる。
- 年度当初の目標設定に対する目標達成率では、90%～100%以上の達成率とする教員が 82%に上っている。教員の自己評価が概して高い中で、2 名の教員が比較的低い自己評価を下しているが、このことは、組織運営における役割分担が教員の間で十分に了解されていないことの現れであり、今後に課題を残すことになった。機構の組織運営において各教員が果たすべき役割について、十分な理解を得てゆく努力が必要である。

(5) 機構の業務の領域

1）機構の業務における実績集計と分析

【国際貢献】

① 業績の集計（機構全体）

区分	実施件数	実施教員数（人）
機構の業務	２９	８

② 業績の集計（教員別）

実施件数	教員数（人）
0	3
１～２	3
３～４	2
５～６	2
７以上	1
合計	１１

③ 業績の分析

- 機構業務は機構において独自に設定する領域であり、具体的には、高等教育開発室に固有の業務、情報通信技術活用教育支援室に固有の業務、及び国際交流推進センターと協力しての国際教育プログラムの企画・実施などである。平成 24 年度においては、8 名の教員が 29 件の機構の業務に携わった。
- 機構の業務に携わった教員の業務件数では、1～2 件が 3 名、3～4 件が 2 名、5～6 件が 3 名、それに 7 件以上が 1 名であった。
- 以上のことから、平成 24 年度における機構の業務は、極めて活発に遂行されたと評価しうる。

２）機構の業務の領域における教員の自己点検・評価の集計と分析

① 機構の業務の領域における教員の重み配分

重み	教員数（人）	構成比（%）
０%	3	27.3
１～１９%	5	45.5
２０%～３９%	2	18.2
４０%～５９%	1	9.1
６０%以上	0	0
合計	１１	100.0

② 機構の業務の領域における目標達成率

目標達成率	教員数（人）	構成比（%）
９０%～１００%	5	55.5
８０%～８９%	2	22.2
７０%～７９%	0	0
６０%～６９%	1	11.1
６０%以下	1	11.1
合計（重み配分０を除く）	9	100.0

③ 機構の業務の領域における自己点検・評価の分析

- 機構の業務の領域における教員の重み配分では、46%の教員が 0%～19%の重みを、18%の教

員が 20%～39%の重みを、1 名の教員が 40%～59%の重みを配分している。機構の業務に対する教員の重み配分は、各教員が有する自らの業務責任への意識によってさまざまであり、現時点では評価が難しい。厳格な個人評価のためには、今後、各教員の機構の業務について。機構内で共通理解を形成してゆく必要がある。

- 機構の業務に携わった 8 名の教員について、年度当初の目標設定に対する目標達成率は、90%～100%以上の達成率とする教員が 56%、80%～89%の達成率とする教員が 22%となっている。他方で、機構が全体として行うべき様々な機構の業務に対して、特定の業務のみを行ったとして、目標達成率を低く自己評価する教員もいた。これは、機構の業務に関する個々の教員の目標設定方法の問題であり、今後は、適正な目標設定・達成度評価が行われるよう、機構内で共通理解を形成してゆく必要がある。
- 以上のような課題はあるものの、平成 24 年度における機構の業務に関する自己点検・評価は、概ね妥当であると判断しうる。

3. 教員の総合的活動状況評価の集計・分析と自己点検評価

(1) 個人評価の方法

平成 24 年度の個人評価は、次のように実施した。

① 「佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準」に基づき、教員から提出された「活動実施実績報告書」（様式 2）及び「自己点検・評価書」（様式 3）に基づいて、領域ごとに、「かなり高い」「高い」「標準レベルである」「低い」「かなり低い」の 5 段階で領域評価を行った。

② 領域別の評価を基に、「特に優れている」「優れている」「おおむね良好」「改善の余地がある」「改善を要する」の 5 段階での総合評価を行った。

(2) 領域評価の集計と分析

1）領域評価の集計

評価の区分	領域別の教員数（人）				
	教育	研究	国際交流・地域貢献	組織運営	機構の業務
かなり高い	１０	6	6	9	5
高い	1	2	3	1	2
標準的レベルである	0	3	2	1	2
低い	0	0	0	0	0
かなり低い	0	0	0	0	0
該当せず	0	0	0	0	2

2）領域評価の分析

- 領域評価では、教育の領域及び組織運営の領域については、「かなり高い」及び「高い」という評価が大半を占めた。しかし、研究の領域、国際交流、地域貢献の領域、それに機構の業務では、「標準的レベルである」教員が目立ち、課題を残す結果となった。
- 研究の領域では、研究成果をまとめる時間や機会の不足が課題であるが、平成 24 年度末には機構の機関誌である「佐賀大学全学教育機構紀要」も整備され、今後の改善が期待される。国

際交流・地域貢献の領域については、教育の領域を見据えた教員の意識向上が望まれる。また、機構の業務については、機構内において果たすべき役割についての共通理解の形成が必要である。

(3)　総合評価の集計と分析

1）総合評価の集計

評価の区分	教員数（人）	構成比（%）
特に優れている	１０	90.9
優れている	1	9.1
おおむね良好	0	0.0
改善の余地がある	0	0.0
改善を要する	0	0.0
合計	１１	100.0

2）総合評価の分析

- 総合評価では、「特に優れている」が 10 名（91%）、「優れている」が 1 名（9%）という結果になった。「優れている」と評価した 1 名については、客観的にみるとかなり高い業績を上げながら、多少控えめに自己評価する姿勢が見られた。
- 平成 24 年度の教員の業績は、いくつかの改善課題が浮き彫りになったものの、概していえば、機構の目標達成に向けた活動という観点からは極めて妥当であると評価しうる。

別添資料 5-1-③-1：放送大学における学修（単位互換によるもの）の認定のための審査内規

教養教育科目に相当する放送大学における学修（単位互換によるもの）の認定のための審査内規

（平成２５年３月２９日制定）

（趣旨）

第１条　この内規は，佐賀大学と放送大学との単位互換協定に基づく放送大学における学修を佐賀大学の教養教育科目の単位として認定することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（審査の対象）

第２条　放送大学の全ての授業科目（ただし，共通科目のうち外国語科目と保健体育及び司書教諭資格取得に資する授業科目を除く。）のうち学生が自主的に履修したものについて，佐賀大学の教養教育科目のうち基本教養科目の単位として審査する。

２　前項の場合のほか，放送大学の保健体育科目の「保健体育」は，佐賀大学の教養教育科目のうち共通基礎科目の健康・スポーツ科目の講義科目２単位として審査する。

（審査の方法）

第３条　審査は，全学教育機構部会長会議の議を経て，全学教育機構運営委員会が行う。

２　機構長は，審査の結果を関係学部に通知する。

附　則

１　この内規は，平成２５年４月１日から施行する。

２　平成２５年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，この内規を適用しない。

出典　全学教育機構関係規程等

別添資料5-2-③-1：　**シラバス説明文（教員用）**

H19．3　大学教育委員会
改訂　H22．2　大学教育委員会
改訂　H25．1　大学教育委員会

シラバス作成について

「シラバス」は、授業開始前に学生に対して、授業のテーマや内容、授業の進め方、評価の仕方など授業の全体像を示すための、大学の教育現場で重要な文書の一つです。シラバスの意義や役割については、いまさら説明するまでもありませんが、次のようなことが考えられます。1）シラバスを作成する作業を通じて教員が自分の授業をより具体的に計画・準備できる、2）到達目標や成績評価の方法・基準を前もって学生に示すことで、学生たちが学習意欲を高め、より自覚的に履修することにつながる、3）全体的な授業計画が示されることで学生の自立的な学習（予習・復習）に役立つ、4）シラバスという一種の約束事項を守ることによって、教員と学生の双方が授業の展開に責任を持っているという意識を高めることができる、5）学生が履修科目を選択するときの基準としてシラバスが機能する。

このようなことを踏まえ、先生方にはいっそうシラバスの充実に努めてくださるようお願いいたします。シラバス作成にあたっては**「シラバス記入例」**を参考にしてください。各項目を記入する際には、これに目を通していただき、学生の立場に立った、分かりやすい、学生の学習意欲を喚起するようなシラバスを作成してくださるようお願いいたします。**なお、必要に応じて、教員用コメントを朱字で付け加えました。**

「シラバス」は何のため？

「シラバス」は、個々の授業について教員と学生との約束ごとを取り交わしたもので、大学の中で重要な文書の一つです。教員はこのシラバスによって、自分はどのような内容の授業をどのような方法で行うのか、また学期末の成績評価をどのような方法や基準で行うのかを前もって学生に示します。一方、学生は、それらを了解した上でその授業を受講することになります。

これは大学に限ったことではありませんが、およそ授業というものはその科目の履修者に何らかの知識や技能を身につけてもらうために行われるもので、必ず履修者にとっての「到達目標」というものがあります。シラバスは、その到達目標や目標達成のための授業計画、履修者が心がけるべきこと、また成績評価の方法や基準を見やすい形で記したものです。教員は原則としてシラバスに書いた計画どおりに授業を行い、シラバスに書いた方法と基準によって成績評価を行う義務があります。一方、学生は、履修登録をした時点で、その授業科目のシラバスに書かれた内容に同意した、ということになります。そして、その授業の到達目標を達成するために努力する（勉強する）という義務が生じるのです。

□■

＊＊＊ シラバスの項目について ＊＊＊

以下シラバスの書式にしたがって各項目について簡単に説明します。

○「開講年度」、「科目コード」、「科目名」、「曜日・校時」、「開講時期」

説明を要しないでしょう。

○「担当教員（所属）」

その教員が所属する学部、センターなどが（　　）に示されます。「非常勤」とは佐賀大学以外の大学等に所属する教員です。連絡がとりにくい場合は、教務課に申し出て下さい。

○「単位数」

普通の「講義」形式の授業は2単位、外国語など「演習」形式の授業や「実験」科目は1単位となっています。ここで皆さんにぜひ知っておいて欲しいことがあります。学生便覧の佐賀大学学則第2章第19条にも記されているように、「1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成」され、「講義については、15時間の授業をもって1単位とする」ことになっています。大学の授業は通常1回90分ですが、本学ではこれを2時間とみなします。そこで本学ではこの90分授業を1学期間に15回（＝30時間）行うことで2単位の授業になります。ただし授業に出席しただけでは上の条件（1単位＝45時間の学修）を満たしません。1単位を得るためには45時間（2単位であれば90時間）の勉強が必要とされているので、学生には、講義科目（2単位）の場合、90時間から授業の30時間を差し引いた60時間分の授業外の勉強（予習、復習など）が課せられているのです。そのために教員の側からその時間分に相当する宿題などが課されることがあります。

（教員用コメント：上のことを考慮に入れて授業計画を書く必要があります。）

○「学士力番号」

本学では、本学の学生が入学から卒業までに順次身に付けてゆくべき体系的な能力を「佐賀大学学士力」として定めています。本学の授業科目はそれぞれ、この佐賀大学学士力の体系の中に位置づけられています。授業科目を履修する際には、学士力番号によってその授業科目がどのような能力の獲得を目指しているのかを確認し、それを意識しつつ授業に臨むことが大切です。

（教員用コメント：授業科目は、複数の学士力に位置づけられている場合があります。その場合には、すべての学士力番号を記載する必要があります。）

○「講義概要」

授業全体の大まかな内容が書かれています。

○「開講意図」

授業の目的やねらいが説明されています。

○「到達目標」

最終的に学生に到達して欲しい知識や技能の量やレベルが書かれています。

（教員用コメント：成績評価との関連で、履修者にとっての「開講意図」、「到達目標」は必須の記入項目です。学部等によっては、科目ないしは教育分野ごとに「共通シラバス」が設定されています。それぞれの授業科目はこの「共通シラバス」に従って開講する必要がありますので、「講義概要」、「開講意図」、「到達目標」は、「共通シラバス」に沿って記述してください。）

○「聴講指定」

対象学年を指定する等、受講対象者を限定する場合に記載されることがあります。

○「履修上の注意」

授業を履修するに当たって、特に留意して欲しいこと、前もって準備して欲しいこと等が書かれています。

○「授業計画」

授業の進度に即した毎回の授業内容が示されます。皆さんの予習や復習の参考にもなるはずです。科目によっては、必ずしも毎回分ではなく、数回分ずつまとめた形で示されることがあります。

○「授業以外の学習」

それぞれの授業に関して、授業の前に必要とされる予習の内容や、授業の後に必要とされる復習の内容あるいは課題などが示されます。

（教員用コメント：学生には、「授業外の学習」を促すための方策ないしは具体的な課題を示す必要があります。）

○「成績評価の方法と基準」

「成績評価」は、シラバスに述べられている到達目標を、授業終了時点において履修者がどの程度達成しているかを測るものです。しかし、その方法や基準は、学期末の試験やレポートのみで評価する場合、途中で何回か小テストや小さなレポートを課す場合、出席状況や授業中の発表も評価に加味する場合等、それぞれの科目や教員の教育方針などによって異なります。いずれにしても、それらをどのような割合で成績評価に反映させるかが示されています。

（教員用コメント：成績評価について学生からの異議申し立てが制度化されました。そのためにも、成績評価の方法と基準は前もって明確な形で学生に示しておく必要があります。）

○「開示する試験問題等」

試験問題等のうち学生に開示するリストが示されます。

具体例

（1）試験問題（定期試験以外の試験を含む。）

（2）レポート等の課題

（3）試験問題の解答、解答例または出題の意図

（4）レポート等の解答例または出題の意図

（5）配点

（6）解説等のうちから学生に開示するリスト

（教員用コメント：特別研究、卒業研究、実験、演習等などの場合は、過去の卒業（修士）論文、過去のレポート等が開示の対象となります。）

○「開示方法」

上記「開示する試験問題等」で示された開示リストについて、具体的な開示方法が示されます。

具体的には、「ウェブで公開する」、「研究室前に掲示する」等の情報が示されます。

○「教科書」

授業を履修する上で購入すべき書籍が指定されています。

（教員用コメント：授業のために学生に購入させる教材等は、すべて前もってシラバスに掲載しておくことになっています。）

○「参考図書」

購入するには及ばないが図書館などで借り出して読んで欲しい「参考文献」が書かれています。

授業の途中で随時紹介される文献や資料もあります。

○「リンク」

インターネット上で関連するサイトを示しています。授業を越えた自分なりの関心や問題意識を持つことを目指せば、授業もより有意義なものになるでしょう。「情報の宝庫」としてのインターネットは、それらの関心や問題意識の供給源であり、解決の場でもあります。

○「オフィスアワー」

授業や学生生活について質問や相談があれば、いつでも教員の研究室を訪ねていいのですが、教員も他の授業や会議などで必ずしも研究室にいるとは限りません。しかし、**「オフィスアワー」に記された時間帯には原則として教員が研究室等に待機して、学生の来訪に備えることになっています。**遠慮せずにどしどし訪問して質問し、授業等に関する問題を解決しましょう。教員と学生が日頃積極的にコミュニケーションをとることは、授業内容の理解を深めるだけでなく、大学生活一般を有意義なものにし、佐賀大学を活性化するためにとても大事なことです。

（教員用コメント：オフイスワーは学生が行けば必ずその教員と面談できる時間帯言うのであって、「随時」という書き方はふさわしくありません。いつでも学生の来訪を受け付けるという方は、必ず面談できる一定の時間帯を記した上でプラス「随時」と記入してください。例：木曜日３校時＋随時）

○「その他」

その他、授業および授業科目について必要なことが記載されています。

（教員用コメント：授業科目が理工学部の技術者教育（JABEE）プログラムの認定に対応した科目である場合には、当該授業科目が達成する学習・教育達成目標を記載する必要があります。この授業科目には、全学教育機構の授業科目の一部が含まれますので、注意してください。）

□■